

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年7月14日

【会社名】 株式会社フューチャーリンクネットワーク

【英訳名】 Future Link Network Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 石井 丈晴

【本店の所在の場所】 千葉県船橋市西船四丁目19番3号

【電話番号】 047-495-0525(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営統括部長 中川 拓哉

【最寄りの連絡場所】 千葉県船橋市西船四丁目19番3号

【電話番号】 047-495-0525(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営統括部長 中川 拓哉

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	151,640,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	362,375,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	80,949,000円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	80,000 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容として何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2021年7月14日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2021年7月29日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
- 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、2021年7月14日開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式36,300株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2021年8月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2021年7月29日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	80,000	151,640,000	82,064,000
計(総発行株式)	80,000	151,640,000	82,064,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2021年7月14日開催の取締役会決議に基づき、2021年8月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,230円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は178,400,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2021年8月12日(木) 至 2021年8月17日(火)	未定 (注) 4	2021年8月19日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2021年7月29日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年8月10日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2021年7月29日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2021年8月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2021年7月14日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2021年8月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2021年8月20日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、2021年8月2日から2021年8月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 船橋駅前支店	千葉県船橋市本町三丁目2番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2021年8月19日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
ちばぎん証券株式会社	千葉県千葉市中央区中央二丁目5番1号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号		
計			

(注) 1. 2021年7月29日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2021年8月10日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
164,128,000	4,600,000	159,528,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,230円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額159,528千円については、「1 新規発行株式」の(注)4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限74,473千円と合わせて、運転資金として充当する予定であり、具体的には以下のとおりであります。

・採用費及び人件費

地域情報流通事業、公共ソリューション事業及びマーケティング支援事業の規模拡大を目指し、営業、編集、運用業務、開発エンジニアに係る人員増強に伴う採用費及び人件費として、2022年8月期に72,996千円、2023年8月期に161,005千円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2021年8月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	162,500	362,375,000	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社 62,500株 千葉県八千代市 石井 丈晴 25,000株 神奈川県横浜市中区 岡田 亮介 25,000株 神奈川県横浜市保土ヶ谷区 板倉 正弘 25,000株 東京都江東区 片町 吉男 25,000株
計(総売出株式)		162,500	362,375,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,230円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2021年 8月12日(木) 至 2021年 8月17日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区日本 橋一丁目17番 6号 岡三証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2021年 8月10日)に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	36,300	80,949,000	東京都中央区日本橋一丁目17番6号 岡三証券株式会社 36,300株
計(総売出株式)		36,300	80,949,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、岡三証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2021年7月14日開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式36,300株の第三者割当増資の決議を行っております。また、岡三証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,230円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及 び氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1	自 2021年 8 月12日(木) 至 2021年 8 月17日(火)	100	未定 (注) 1	岡三証券株式 会社の本店及 び全国各支店		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(2021年 8 月10日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 岡三証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、岡三証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である石井丈晴(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年7月14日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式36,300株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 36,300株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2
(4)	払込期日	2021年8月30日(月)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2021年7月29日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2021年8月10日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2021年8月20日から2021年8月25日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である石井丈晴並びに売出人である岡田亮介、板倉正弘及び片町吉男、並びに当社株主である株式会社石井本店は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2022年2月15日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2022年2月15日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021年7月14日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙及び裏表紙に当社の社章  を記載いたします。

(2) 表紙の次に「企業理念」～「業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

企業理念 - 私たちの想い -

VISION 地域活性化を継続的かつ発展的事業の形で実現することで、社会に貢献する

いま、日本は人口急減・超高齢化という大きな課題に直面しています。国は地方創生を政策の重点課題に位置づけており、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な魅力ある社会を創生するための施策に取り組んでいます。このような中、当社では、その地域ならではのユニークで魅力あふれる「付加価値」を最大化し、地域の多様性を創るべく事業を行っております。同時に、地域で発生している様々な種類の課題解決に取り組むことで、地域社会を維持し持続可能な状態へと導きます。

事業の内容 - 私たちのビジネス -

当社は、地域の多様性創出と課題解決のために、3つのセグメントで事業を行っています。

- ① 地域情報流通事業 その地域を熟知したスタッフを各地に配置し、“その地域ならではの魅力”を発掘し、さまざまな手法で伝える
- ② 公共ソリューション事業 地域の足回り・地域情報の発信技術・ノウハウなどを活用し、官民協働で公共の課題を解決する
- ③ マーケティング支援事業 特定の商圏や地域に情報を発信したい企業に、オフラインとオンラインを絡めたマーケティングソリューションを提供する

3事業が重なりながら多方面に価値を提供し、多層的な収益構造を有する独自性の高い事業構造となっています。



地域情報流通事業

地域情報流通事業においては、主に地域の中小事業者を対象に、その地域の専門スタッフが事業者の魅力を最大限に引き出した情報発信を支援します。付加価値情報の配信先は、インターネット上でお店・施設、イベントやサークル、暮らしのお役立ち情報などあらゆる地域情報の閲覧ができる「地域情報サイト まいぶれ」をはじめとして、Googleマイビジネス、各種ソーシャルメディア、地上波テレビデータ放送、デジタルサイネージなど多岐に渡り、地域情報の流通を促しています。情報が溢れる現代社会において、スタッフが実際に取材をした情報や、地域の事業者やイベント主催者が自ら発信する情報を大切に、埋もれている地域の魅力を掘り起こします。これらの仕組み・技術・運営体制の総称を地域情報プラットフォーム「まいぶれ」と呼び、運営しております。



また、千葉県船橋市をはじめとした当社拠点の近隣地域は直営エリアとして当社が「まいぶれ」を運営していますが、それ以外の地域においては、全国各地域で営業・編集機能を担う運営パートナー各社と協業体制を組み、技術や運営ノウハウを共有することで地域情報流通基盤を確立しております。全国各地の「まいぶれ」が地域のハブとして機能するべく、2021年7月1日現在、全国148社の運営パートナー企業と46都道府県・736市区町村の地域で事業展開を行っています。



主な事業収益は、地域の中小事業者から月額課金（サブスクリプション）でいただく「地域情報サイト まいぶれ」への情報掲載およびプラットフォームへの参加利用料金と、全国各地域の「まいぶれ」運営パートナーからいただくパートナー加盟料およびロイヤリティ収益となります。



全国各地で地元スタッフが事業者をサポート



全国の運営パートナー企業が集まる代表会議



地域情報サイト まいぶれ

公共ソリューション事業

公共ソリューション事業では、主に地方自治体や国などを対象に、公共（Public）が抱える課題に対して官民協働によるソリューションを提供します。地域情報プラットフォーム「まいぶれ」の有する地域に根ざした運営体制や情報流通技術、自社の開発・制作体制を活用した独自の官民協働事業を多数展開しております。主な事業収益は、自治体へのコンサルティング費用やシステム提供費用、サービス提供委託料となります。

①官民協働ポータル

官民の情報を一元化し、市民が利便性高く地域情報を取得できるメディアを構築します。事業委託期間終了後は自治体予算に依存せず、広告収益による自立採算モデルで運営します。



②地域共通ポイント（まいぶれポイント）

地域限定で流通・循環するポイントを活用し、地域のヒト・モノ・カネをつなげます。地域のお店で金銭の代わりに利用でき、地域経済の活性化を促します。また、公共施設の利用促進、健康意識向上、ボランティア活動促進、省エネ活動の動機づけなど、あらゆる地域課題の解決に貢献します。



③ふるさと納税業務支援

地域密着の体制を活かして、「地場産業振興」と「シティプロモーション」につながるふるさと納税の業務委託に取り組みます。返礼品の開拓や生産者へのサポートから、寄附者対応や品の発送管理まで、本来自治体が行う業務を代行し、自治体職員の負担を軽減しながら、寄附額の向上に貢献します。



④その他



インフォメーションセンターの運営



観光プロモーション企画・サイト構築



市民への情報発信研修実施

マーケティング支援事業

マーケティング支援事業では、特定の商圈や地域にマーケティングを行いたいナショナルクライアントや地域の中小事業者を対象に、地域に根ざしたマーケティングソリューションを提供しております。

地域情報プラットフォーム「まいぶれ」を活用したエリアプロモーションとして、Webマーケティング施策を含めた情報発信はもちろんのこと、販促物制作から、地域コミュニティと連動したイベント等の企画・運営、バックオフィス業務等のBPOまでを複層的に絡め、サービスやブランドの認知度向上に寄与します。主な事業収益は、ソリューションに対する企画料、販促物制作費、WEBマーケティング費、BPO委託料となります。

■Webマーケティング支援



■イベント企画



■販促物制作



■BPO業務



今後の注力領域 - 私たちのこれから -

付加価値情報流通メディアとしての価値向上

インターネットソリューションのラストワンマイルの担い手が限られた中、直接地域の中小事業者と接点をもつことを強みに、魅力的なコンテンツを配信するメディアとしての価値向上を図ります。



まいぶれの強み

- ・ 広告運用サポート
- ・ 情報発信のサポート
- ・ 地域ネットワークの紹介
- ・ ITサービス事例

事業者の課題

- ・ インターネット広告運用
- ・ 情報発信手段・ノウハウ
- ・ 地域人脈
- ・ ITリテラシー

地域の中小事業者に寄り添ったラストワンマイルの存在価値

地域の中堅事業者への提案力向上

地域情報プラットフォーム「まいぶれ」の機能・サービスレベル向上を図ることで、集客や経営に課題を抱える地域の中堅事業者に対する提案力を高めます。さらに、マーケティングオートメーションを活用し、1万店を超える掲載の事例をもとにより多くの顧客獲得に注力します。



運営パートナーへの経営指導力の強化

サービスレベルの向上や、研修・指導内容の改善を通じて、「まいぶれ」運営パートナーの営業力・経営力向上に注力します。これにより、パートナーを通じて地域・顧客に提供できる価値を高め、地域情報プラットフォーム「まいぶれ」全体としての価値向上につなげます。



公共ソリューション分野の拡充

官民協働ポータルやふるさと納税業務支援などの既存のソリューションにおいては、効率化したセンター集中型の事務局体制と、現地対応が可能な運営パートナーとの協働運営体制を強みに、展開できる地域を増やします。地域共通ポイント(まいぶれポイント)では、既存システムからカード・端末費用を削減した新しいポイントシステムの開発・導入を推進し、コスト削減を図るとともに、地域の中堅事業者でのポイント利用促進の運用コンサルティング範囲を拡大していきます。

さらに、現在のソリューションのみに留まらず、更なる官民連携事業を開発し、新領域を拡充します。

業績等の推移

主要な経営指標等の推移

回次		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期 第3四半期
決算年月		2016年2月	2017年2月	2017年8月	2018年8月	2019年8月	2020年8月	2021年5月
売上高	(千円)	438,108	550,163	269,493	635,007	1,074,683	1,134,818	1,049,918
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	10,539	35,014	△52,586	△53,730	962	42,305	111,545
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	(千円)	5,062	20,562	△65,847	△61,777	17,137	39,487	97,147
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	109,500	134,500	134,500	134,500	134,500	134,500	134,500
発行済株式総数	(株)	6,405	7,030	7,030	35,150	35,150	35,150	703,000
純資産額	(千円)	9,609	80,171	14,324	△47,453	△30,315	9,171	106,319
総資産額	(千円)	199,712	380,884	275,831	192,005	317,888	444,140	652,603
1株当たり純資産額	(円)	1,500.34	11,404.26	2,037.68	△1,350.01	△43.12	13.05	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期(四半期)純利益 又は当期純損失(△)	(円)	790.41	3,124.79	△9,366.58	△1,757.55	24.38	56.17	138.19
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益	(円)	—	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	4.8	21.1	5.2	△24.7	△9.5	2.1	16.3
自己資本利益率	(%)	71.5	45.8	—	—	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)		—	—	—	—	△8,966	72,382	—
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)		—	—	—	—	△25,262	△9,667	—
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)		—	—	—	—	4,882	77,541	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高(千円)		—	—	—	—	26,204	166,608	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	40 (5)	42 (11)	46 (8)	48 (13)	60 (34)	78 (33.5)	— (—)

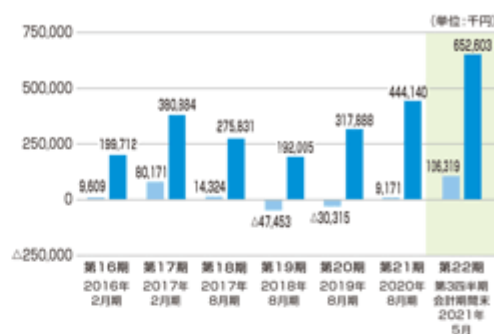
- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第18期は、決算期変更により、2017年3月1日から2017年8月31日の6か月になります。
3. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、第16期、第17期、第20期、第21期及び第22期第3四半期は潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第18期及び第19期は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第18期及び第19期は当期純損失であるため、第20期は債務超過であるため、第21期は期首において債務超過であるため、第18期から第21期については自己資本利益率は記載しておりません。
8. 第16期、第17期、第18期及び第19期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
9. 主要な経営指標等のうち、第16期から第19期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりません。
10. 前事業年度(第20期)及び当事業年度(第21期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、千葉第一監査法人により監査を受けております。なお、第22期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、千葉第一監査法人により四半期レビューを受けております。
11. 当社は2018年5月24日付で株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算出しております。
12. 当社は2021年5月8日付で株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算出しております。
13. 2018年5月24日付で株式1株につき5株の株式分割を、2021年5月8日付で株式1株につき20株の株式分割を、それぞれ行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第16期から第19期の数値については、千葉第一監査法人の監査を受けておりません。

回次		第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期 第3四半期
決算年月		2016年2月	2017年2月	2017年8月	2018年8月	2019年8月	2020年8月	2021年5月
1株当たり純資産額	(円)	15.00	114.04	20.38	△67.50	△43.12	13.05	—
1株当たり当期(四半期)純利益 又は当期純損失(△)	(円)	7.90	31.25	△93.67	△87.88	24.38	56.17	138.19
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益	(円)	—	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—	—	—

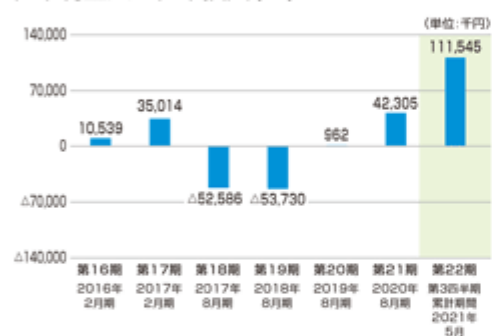
売上高



純資産額／総資産額



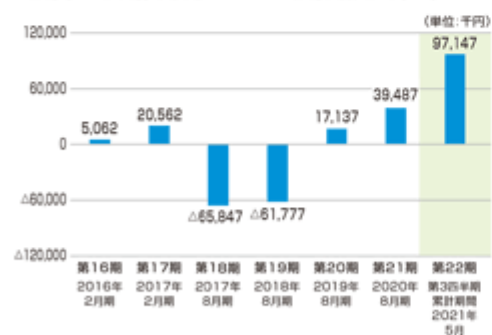
経常利益又は経常損失(△)



1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



- (注) 1. 第18期は決算期変更により2017年3月1日から2017年8月31日の6か月決算になっております。
 2. 2018年5月24日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っており、また2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。上記では、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2016年 2月	2017年 2月	2017年 8月	2018年 8月	2019年 8月	2020年 8月
売上高 (千円)	438,108	550,163	269,493	635,007	1,074,683	1,134,818
経常利益又は 経常損失() (千円)	10,539	35,014	52,586	53,730	962	42,305
当期純利益又は 当期純損失() (千円)	5,062	20,562	65,847	61,777	17,137	39,487
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	109,500	134,500	134,500	134,500	134,500	134,500
発行済株式総数 (株)	6,405	7,030	7,030	35,150	35,150	35,150
純資産額 (千円)	9,609	80,171	14,324	47,453	30,315	9,171
総資産額 (千円)	199,712	380,884	275,831	192,005	317,888	444,140
1株当たり純資産額 (円)	1,500.34	11,404.26	2,037.68	1,350.01	43.12	13.05
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 当期純損失() (円)	790.41	3,124.79	9,366.58	1,757.55	24.38	56.17
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	4.8	21.1	5.2	24.7	9.5	2.1
自己資本利益率 (%)	71.5	45.8	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	8,966	72,382
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	25,262	9,667
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	4,882	77,541
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	-	-	26,204	166,608
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	40 〔5〕	42 〔11〕	46 〔8〕	48 〔13〕	60 〔34〕	78 〔33.5〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第18期は、決算期変更により、2017年3月1日から2017年8月31日の6か月になります。
3. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第16期、第17期、第20期及び第21期は潜在株式は存在するものの当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第18期及び第19期は1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第18期及び第19期は当期純損失であるため、第20期は債務超過であるため、第21期は期首において債務超過であるため、第18期から第21期については自己資本利益率は記載しておりません。
8. 第16期、第17期、第18期及び第19期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
9. 主要な経営指標等のうち、第16期から第19期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりません。
10. 前事業年度(第20期)及び当事業年度(第21期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、千葉第一監査法人により監査を受けております。
11. 当社は2018年5月24日付で株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算出しております。
12. 当社は2021年5月8日付で株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。
13. 2018年5月24日付で株式1株につき5株の株式分割を、2021年5月8日付で株式1株につき20株の株式分割を、それぞれ行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第16期から第19期の数値については、千葉第一監査法人の監査を受けておりません。

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2016年2月	2017年2月	2017年8月	2018年8月	2019年8月	2020年8月
1株当たり純資産額 (円)	15.00	114.04	20.38	67.50	43.12	13.05
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	7.90	31.25	93.67	87.88	24.38	56.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-	-

2 【沿革】

年月	概要
2000年3月	千葉県八千代市に(有)フューチャーリンクネットワークを設立 地域情報サイト『まいぶれ』運営開始
2000年9月	本社を千葉県習志野市に移転
2001年11月	(有)フューチャーリンクネットワークを(株)フューチャーリンクネットワークに組織変更
2002年4月	本社を千葉県船橋市に移転
2005年9月	まいぶれ運営パートナー事業開始、『まいぶれ出雲』（島根県出雲市版）を開設
2006年8月	日本初官民協働地域ポータルサイト『宮前ぼーたろう』（神奈川県川崎市宮前区版）を開設
2006年10月	株式会社宣美を子会社化し、マーケティング支援事業を開始
2006年11月	プライバシーマークの認定取得
2012年7月	茨城県行方市に「行方オフィス」開設
2012年8月	地域共通ポイントサービス「まいぶれポイント」を開始
2015年7月	茨城県行方市と「ふるさと応援寄付金事務局業務及び情報発信事業に関する業務委託契約」を締結し、ふるさと納税業務支援ソリューションを開始
2016年3月	地域共通ポイントの導入支援事業において大日本印刷(株)との協業を開始
2016年6月	船橋市インフォメーションセンターの運営を開始
2016年9月	加古川市共通ポイント制度「かこがわウェルビーポイント」の窓口業務を行うことを目的に兵庫県加古川市に子会社(株)まいぶれ加古川を設立
2018年9月	子会社(株)宣美を吸収合併し、「八千代オフィス」を開設 埼玉県鴻巣市に「鴻巣オフィス」を開設
2019年9月	(株)まいぶれ加古川を吸収合併

3 【事業の内容】

当社のミッションは、持続可能な地域社会モデルを構築することで、地域活性化を継続的かつ発展的事業の形で実現することです。地域に点在する付加価値を流通させる地域情報プラットフォーム(地域情報流通基盤)である「まいぶれ」を構築し運用しております。

当社は、地域情報プラットフォーム「まいぶれ」の運営を起点とした事業を3区分のセグメントで行っております。

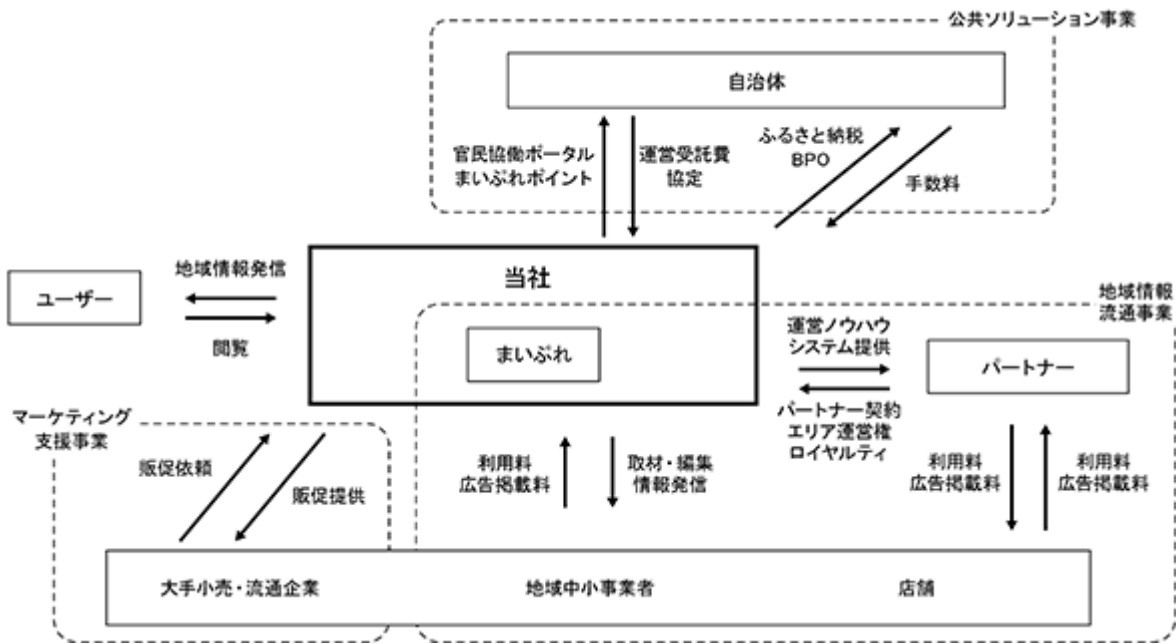
「まいぶれ」TOP画面イメージ



地域情報プラットフォーム「まいぶれ」は、地域のお店・施設、イベントやサークル、お役立ち情報などあらゆる地元の情報を集め、配信しています。インターネット上にあらゆる情報が溢れている中で、実際に取材をした情報や、お店の方やイベント主催者が自ら発信する情報を大切に、地域に埋もれている情報をお届けすることで、地域の魅力を掘り起こし地域の活性化につなげていきます。「まいぶれ」で掲載している情報は「まいぶれ」のみならず、他のメディアとも連携し、地域情報を必要としている方に、「まいぶれ」でしか提供できないコンテンツをお届けします。

当社の事業系統図は以下の通りであります。

[事業系統図]



各セグメントの事業内容は次の通りとなります。

(1) 地域情報流通事業

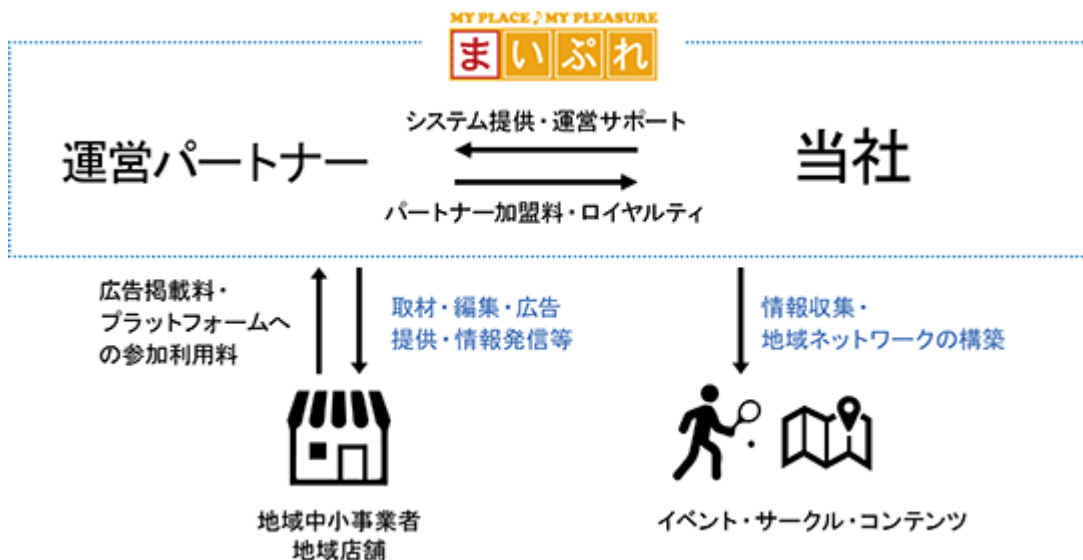
当社は、地域情報を継続的に収集し多様なメディアやチャンネルに配信する技術とその運営体制により構築される地域情報流通基盤を、地域情報プラットフォーム「まいぶれ」と名付け、運営しております。地域情報流通事業は、主に地域の中小事業者を対象に、情報配信を支援する事業と、その仕組みを全国各地の運営パートナーへビジネスモデルとして提供する事業を含みます。主な事業収益は、地域の中小事業者から月額課金(サブスクリプション)でいただく「まいぶれ」への掲載及びプラットフォームへの参加利用料金と、全国各地域の「まいぶれ」運営パートナーからいただくパートナー加盟料及びロイヤリティ収益(システム利用料及び「まいぶれ」掲載店舗の広告料の20%)となります。

当社専門スタッフが地域の中小事業者・店舗を直接取材、編集を行い、魅力を最大限に引き出した効果的な広告を作成し、商圈を絞って掲載します。さまざまな地域の情報を集め、編集し、発信する地域情報プラットフォーム「まいぶれ」は、ローカルコンテンツに特化した独自性の高いインターネットメディアです。その利用料の対価として広告掲載料等をいただきます。

直営エリア及び運営パートナーが全国各地の情報を収集し広告として編集する体制を活かすことで、「まいぶれ」に掲載する店舗広告の他にも多様な情報流通を行っております。地域情報メディアという特性を活かした取材記事で地域の人に広く商品やサービスを訴求する編集タイアップ広告や、莫大なコストが必要なテレビCMではなくデータ放送の活用によりお茶の間への情報発信を低コストで実現する地上波テレビデータ放送配信広告、まいぶれアプリやデジタルサイネージ(注)等、あらゆる媒体を通して情報を発信することで地域情報の流通を促しております。千葉県船橋市を始めたとした当社拠点の近隣地域は直営エリアとして当社が「まいぶれ」を運営しております。それ以外の地域においては、全国各地域で編集機能を担う運営パートナー各社と協業体制を組み、技術や運営ノウハウを共有することで地域情報流通基盤を確立しております。2021年7月1日現在、全国148社の運営パートナー企業と46都道府県・736市区町村の地域で地域情報プラットフォーム「まいぶれ」の運営を行ない、全国各地の「まいぶれ」が地域のハブとして機能し、付加価値が流通する起点になることで地域活性を担います。

(注) 屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアを総称して「デジタルサイネージ」と呼びます。

a. 地域情報流通事業関係図



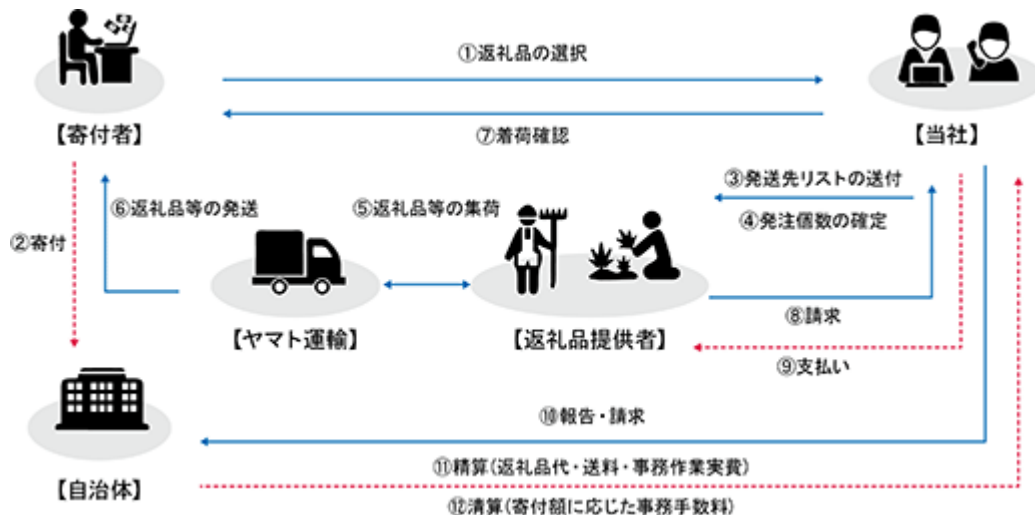
(2) 公共ソリューション事業

公共ソリューション事業では、地域情報流通基盤を活用することで自治体や国の抱える課題に対し官民連携による解決策を提案しています。地域に根差した運営体制を持つ地域情報プラットフォーム「まいづれ」を活用することで、当社独自の官民協同事業を展開し、ふるさと納税業務支援、地域共通ポイント(まいづれポイント)等の事例に取り組んでいます。また、自治体と官民協働ポータルサイトの運営や、「まいづれ」で培ったノウハウや情報流通技術を活かしたソリューションの提供も行ない、国や自治体に対して、コンサルティング費用やシステム提供費用、サービス提供委託料などを頂戴し、課題解決施策を実行する公共案件の受託を手掛けております。

・ふるさと納税業務支援

地域に根差した体制を持つことを強みに、地域密着型を徹底したふるさと納税の業務委託に取り組んでいます。地域情報を収集・編集して発信する「まいづれ」の運営体制を活かすことで、特産品の開拓や生産者への直接取材を通じて地域の魅力的な返礼品を他社が運営するふるさと納税ポータルサイト上に登録し、ふるさと納税による地域のプロモーションへとつなげています。また、寄付者との連絡や返礼品の発送管理などの本来自治体が行う業務を代行することによって、自治体職員の負担を軽減しながら、返礼品の付加価値を高め、寄付額の向上につなげております。自治体からはふるさと納税業務支援の手数料として、寄付額の一定割合を対価として請求し、関連する運営パートナーとも当該対価をシェアし、協力して当地の寄付額を伸ばすことを目指しております。2021年7月1日時点、全国で33自治体のふるさと納税業務支援を受託しております。

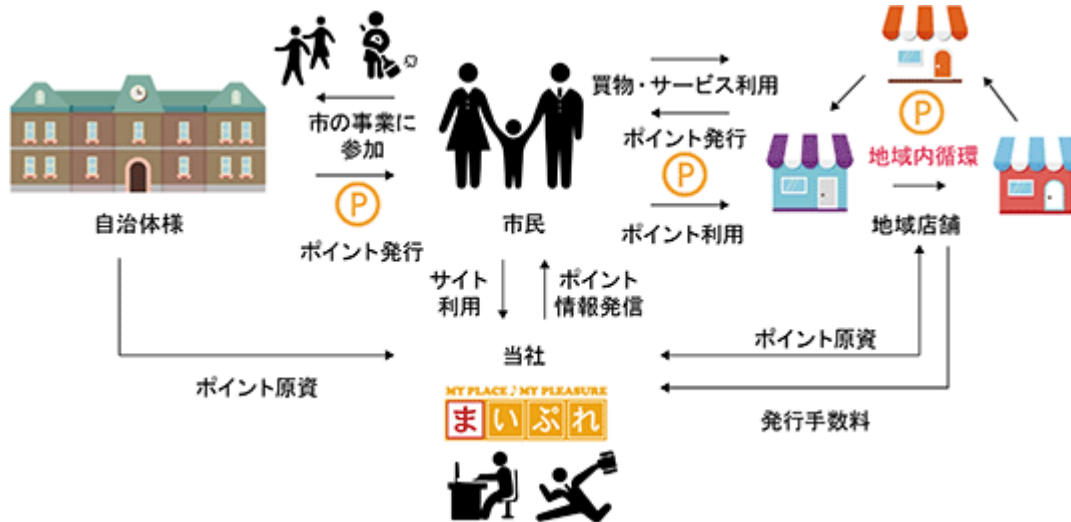
b. ふるさと納税業務支援関係図



・地域共通ポイント(まいぶれポイント)

当社は、地域内限定で利用されるポイント制度を「まいぶれポイント」という名称で運営しています。地域のイベントへの参加や商店の利用で付与される、地域商店で金銭の代わりに利用できるポイントを流通させることで地域経済の循環を目指します。地域共通ポイントスキームを自治体に提供することにより、公共施設の利用促進や市民の健康対策など、地方自治体が推進したい施策のインセンティブとしてポイントサービスを活用することで、自治体の抱える課題解決と地域経済活性の両立を図る官民が連携した地域共通ポイント制度を各地で運営しています。2021年7月1日現在、まいぶれポイントは全国で8エリア、5自治体と運営をしております。

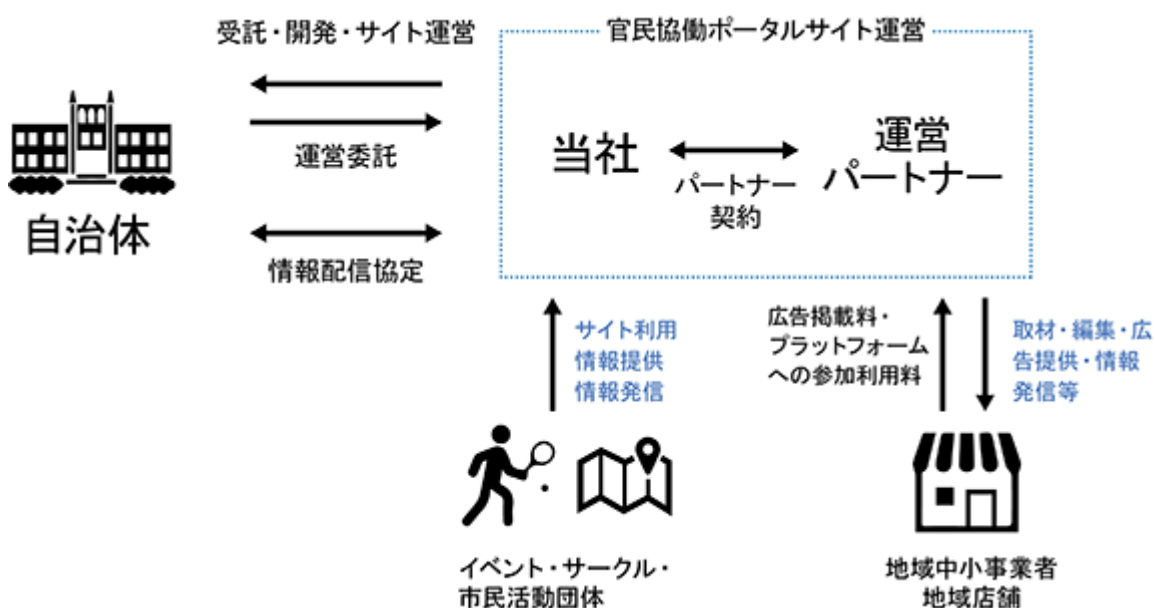
c. まいぶれポイント関係図



・官民協働ポータル

官民の情報を一元化することで、利用者にとってより利便性の高いポータルサイトを構築しています。「まいぶれ」の運営で培った情報発信ノウハウを活かし行政情報の効果的なリーチを支援します。また、自治体の情報発信事業として委託を受け官民協働ポータルのサービスを開始した後も、情報配信協定を締結し、委託期間終了後も自治体予算に依存せず、広告収益による自立採算運営モデルでの事業展開を提案しています。2021年7月1日現在、10自治体と官民協働でポータルサイトを運営しております。

d. 官民協働ポータル関係図



(3) マーケティング支援事業

地域情報流通基盤を活用し、地域に根ざしたエリアマーケティングを支援する事業です。特定の商圈や地域に直接情報を発信したい企業にマーケティングソリューションを提供しております。大手小売・流通企業の地域メディアを活用したエリアプロモーションや地域におけるコミュニティとの連動企画や地域に根付いたイベントの企画・運営、インフォメーションセンター運営など、「まいづれ」ならではのソリューション提供を行なっております。

マーケティング支援事業では、顧客の抱える課題に応じたソリューションを提供し、施策に応じた対価をいただいています。企画料、販促物の制作費、WEBマーケティング費、BPO委託料等が収益となります。

・販促物制作

印刷物：チラシ・ポスター・冊子・カードなどデザイン制作から配布方法まで提供しています。

看板施工：大型・電飾・スタンド型など取り付け場所に効果的な誘導サインを実現します。

のぼり、横断幕：サイズ・素材の違いで用途に合わせ様々な視覚効果を発揮します。

店舗用ディスプレイ広告：POP・内装・什器など店舗運営の全てをサポートします。

・エリアプロモーション

特定の地域に限定したPRを行いたいナショナルクライアントに対して、地域情報流通基盤を活用したPR・マーケティング支援を実施します。オフラインによる各種販促物の制作と、「まいづれ」等を活用した地域をターゲットにしたオフラインの施策を絡めた支援を通じて、サービスやブランドの認知度向上に寄与します。

・地域イベントサポート

販促物の制作から、開催場所や参加者との間に生じる各種手続きの代行、イベントの告知宣伝まで一括してバックアップし、イベント主催者の負担を軽減しつつ、イベント演出に至るまで様々なイベントの運営支援を提供します。

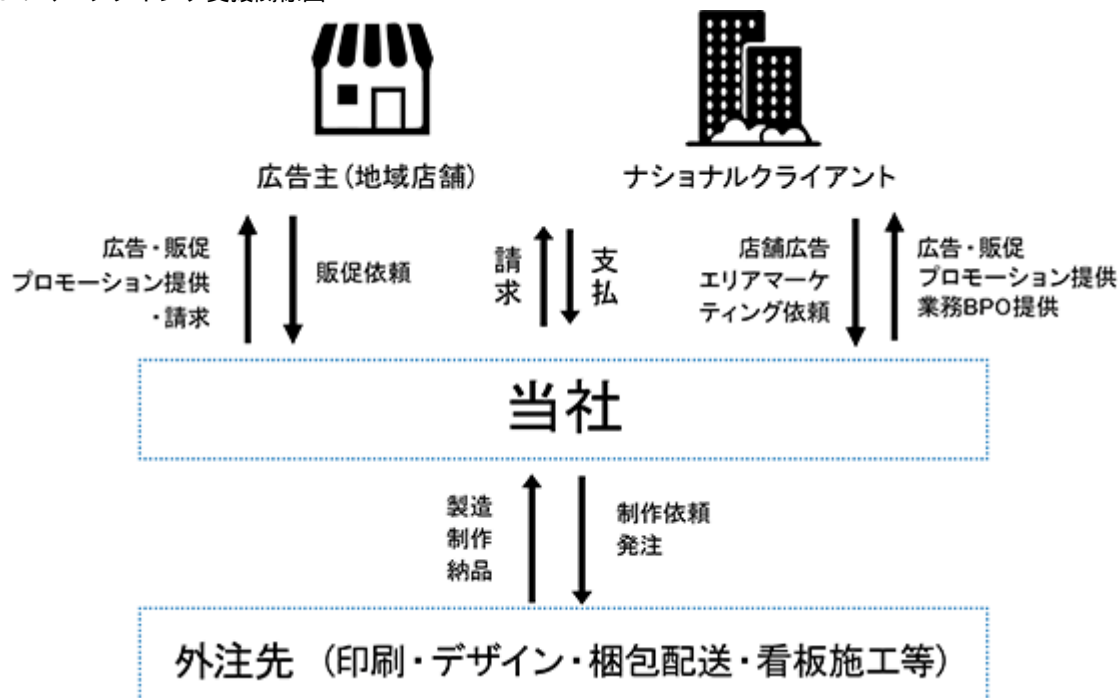
・インフォメーションセンター運営

当社のある船橋市でインフォメーションセンターの運営を行っております。市が提供する行政情報と「まいづれ」が収集した民間情報を、運営スタッフの対応やデジタルサイネージ配信により届けています。

・BPO業務

データ処理・在庫保管～発送・コールセンターなど、顧客が社内で行っていた作業系業務を引き受け、業務の単純化を行い企業の資源配分を見直す支援を行います。

e. マーケティング支援関係図



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
91 〔33.5〕	36.4	5.5	4,122

セグメントの名称	従業員数(名)
地域情報流通事業	50 〔9.5〕
公共ソリューション事業	22 〔11.5〕
マーケティング支援事業	4 〔 10〕
全社(共通)	15 〔 2.5〕
合計	91 〔33.5〕

- (注) 1. 最近日までの1年間において従業員数が増加しておりますが、主として有期雇用契約の従業員8名を無期雇用に変更したもの、及び期中に従業員が入社したことによるものであります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。臨時従業員には、パートタイマー及び有期雇用契約の従業員を含んでおります。
3. 平均年間給与は、臨時従業員を除く従業員の賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない制作技術部と経営統括部に所属している人数であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当社のミッションは、持続可能な地域社会モデルを構築することです。

地域活性化を、継続的かつ発展的事業の形で実現することで、社会に貢献する事を目的にしております。

人を動かし経済を循環させ、地域の課題を解決することで地域を活性化させるため、地域に点在する付加価値を流通させるプラットフォーム(地域情報流通基盤)である「まいづれ」を構築し運営しております。

(2) 経営戦略等

当社は、地域情報プラットフォーム「まいづれ」を運営し、地域に埋もれた付加価値情報を収集し、編集し、発信するローカルコンテンツに特化した独自性の高いメディアを運営しております。

地域情報流通事業では、インターネットソリューションのラストワンマイルの担い手が限られた中、直接地域の中小事業者・店舗と接点を持つ「まいづれ」による取材・編集を通じて付加価値情報を循環させることにより、より魅力的なコンテンツを配信するメディア力としての価値向上と、情報発信をする中小事業者による顧客満足の向上が図られています。また一方で直接の営業機会のみならず、マーケティングオートメーションを活用し、1万店を超える掲載の事例を活用して掲載希望の地域の中小事業者・店舗に対し提案力を高めております。

付加価値循環型の地域プラットフォームを当社で直営として運営するだけでなく、ビジネスモデルとしてパッケージ化していくことで全国各地での運営パートナーとのエリア展開を実現しております。引き続き運営パートナーの強化・増加を図り、さらなる事業拡大を目指します。

公共ソリューション事業では、各地域の情報収集・編集機能を有した運営パートナーとともに、統一されたオペレーションにて運用することにより、官民協働ポータルやふるさと納税業務支援等の官民共同事業も展開していきます。特にふるさと納税業務支援においては、効率化したセンター集中型の当社の事務局業務体制と、現地対応が可能な運営パートナーの返礼品事業者への支援活動により、高額な返礼品のみに頼らず地域の付加価値を高めた魅力の発信を行うことで寄付額増加へ貢献して参ります。

まいづれポイントでは、既存システムからカード・端末費用を削減した新しいポイントシステムの開発に取り組み、中小事業者・店舗の利用料を下げ、導入ハードルを下げ、店舗でのポイント利用促進の運営コンサル範囲を拡大していきます。

マーケティング支援事業では、多種多様な企業が自社で行うには非効率な業務をBPO業務受託として拡大し、各クライアントのコストの資源配分を見直すことで、販売促進へより注力できる支援を行なってまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社では、企業価値を測る指標として、売上高及び営業利益の前年比増による成長性を重視しております。また、売上高を構成する指標として、まいづれ展開エリア数、運営パートナー数、当社との契約のあるふるさと納税業務支援の受託自治体数を重視しております。まいづれ展開エリア数、運営パートナー数については、地域情報流通事業の将来の売上拡大に寄与するため、当社との契約のあるふるさと納税業務支援の受託自治体数については、公共ソリューション事業の将来の売上拡大に寄与するため指標としております。毎月開催する取締役会において、事業別・部門別に、月次利益計画と併せて目標の単月、累計の利益計画の進捗度合いの報告、分析を行います。売上高については、事業別・部門別のみならずサービス別に報告、分析を行っております。

(4) 経営環境

少子高齢化の中、国は地方創生を政策の重点課題に位置づけており、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し地方創生の推進に向けた施策に取り組んでいます。

このような中、「持続可能な地域社会モデルの構築」をミッションとしている当社では、国の方針だけでなく、自治体の課題解決など地域のニーズに応える形で事業展開をしております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

サービスの継続的な成長

当社は地域情報流通プラットフォーム「まいぷれ」の運営を主たる事業としており、プラットフォームの機能向上を図り、直営エリアで加盟店募集を募るのみならず、ビジネスモデルとしてエリア展開をすることで収益基盤を構築してまいりました。

今後においても、更なる機能向上とサービスレベル向上および、更なる運営パートナーへの経営指導力の強化を図ることが課題です。また、公共ソリューション事業においても、現在のソリューションに加え更なる官民連携事業を開発していく事が重要です。

収益基盤の強化

当社は、直営運営エリア・パートナー運営エリア共に、「まいぷれ」への加盟事業者数を増やすことにより収益基盤を構築してまいりましたが、今後の中長期的な成長を実現するためにはさらなる収益基盤の強化が必要不可欠な課題であると認識しております。その為にサービスレベルの更なる向上にむけて、開発を続けてまいります。

また、公共ソリューション事業においては、ソリューションの幅を広げると同時に展開出来るエリアを増やしていくことが重要です。直営運営エリア・パートナー運営エリアにかかわらず、展開エリアを更に広げてまいります。

サービスの健全性の維持及び向上

当社が運営する「まいぷれ」は、インターネットを通じて提供されているものであり、システムを安定的に稼働させることが重要な課題であると認識しております。今後においても、ユーザー数、PV数及び投稿数の増加、サービスの機能拡充、セキュリティの向上等に適時に対応し、技術革新等の事業環境の変化にも柔軟に対応できるシステム開発体制を構築することで、システムの安定稼働や高度なセキュリティが担保されたサービス運営に努めてまいります。

また、掲載するコンテンツの健全性の維持及び向上を図るため、校正機能を整備しています。当社では、広告掲載原稿の全投稿チェック体制、運営パートナーへのコンテンツ作成指導の強化、違反ユーザーに対する注意喚起や利用停止措置等を実施しておりますが、今後においても、サービスの成長に合わせて必要な投資を行い、体制の強化に努めてまいります。

組織力、内部管理体制の強化

a．優秀な人材の確保及び育成

当社では、専門的知識を有した優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。事業規模に応じた少人数での効率的な運営を意識し、高度な知識・経験のある人材の確保に積極的に取り組んでまいります。また、人材育成のために各種研修等の教育・研修制度も充実させてまいります。

b．内部管理体制の強化

当社が継続的に成長し続けるためには、内部管理体制の強化が必要不可欠な課題であると認識しております。そのため、今後においても、内部統制システムの運用を徹底し、事業運営上のリスクの把握と管理を適切に行える体制構築に努めてまいります。

c．情報管理体制の強化

当社では、個人情報等の機密情報につきまして、ネットワークの管理、社内規程の制定及び遵守、全従業員を対象とした社内研修の徹底、内部監査によるチェック等により、情報管理体制を構築しております。今後においても、コンプライアンスを重視し、情報管理体制の強化に努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

当社の事業展開上のリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、情報の適時開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社は、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及びリスクの軽減に努める所存ではありますが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項および本項以外の記載事項を、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、本項の記載における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、全てのリスク要因が網羅されているわけではありません。

(1) 市場規模・一般景気動向に関わるリスク

インターネット普及状況について

当社は地域情報サイト「まいぷれ」を基幹として事業を展開しております。そのため、当社事業の継続的な成長と発展には、インターネット環境の整備、利用拡大ないし高水準での利用割合の維持が必要であると考えております。総務省発表の「令和元年通信利用動向調査」によると、インターネット利用者の割合は89.8%に達しており、今後も高い水準を維持していくものと考えられます。

しかしながら、インターネットの利用等に関する新たな法的規制の導入やその他予期せぬ要因等により、今後のインターネットの利用者の割合が減少した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット広告市場について

株式会社電通の「2020年日本の広告費」によると、2020年の日本の総広告費は、6兆1,594億円(前年比88.8%)となりました。そのうちインターネット広告(媒体費+広告制作費)は、2兆2,290億円(前年比105.9%)と、マスコミ四媒体広告費に迫り、引き続き高い成長率で推移しております。

しかしながら、広告市場は市場変化や景気動向の変動による影響を受けやすく、今後、急激な景気の変化等が生じた場合、広告及びインターネット広告の需要に影響する可能性があります。そのような事態が生じた場合、広告掲載案件や広告単価の減少等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、インターネット広告媒体としての提供価値にとどまらず、広告と販促支援のサービスを強化し、広告主にとって顧客とのコミュニケーションのプラットフォームを提供する役割を強化して参ります。

地域経済の衰退について

「住民基本台帳人口移動報告」(総務省統計局 2019年)によりますと、東京都、神奈川、埼玉県、千葉県、大阪府、福岡県、滋賀県及び沖縄県の8都府県以外は基本的に他の都道府県に人口が転出する傾向にあります。

今後、このような傾向が続き、地域経済の衰退が顕著になった場合、地域企業の情報の流通量の減少などにより、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症拡大や緊急事態宣言に伴う経済活動の低下は国内外に多大な影響を及ぼしましたが、当社においても、顧客の営業、事業の見直しによる解約、失注や見込み顧客の喪失などの影響が生じました。オンライン商談体制の構築や、リモートでのフォローを導入することで現在では影響を最小化する取り組みを広げております。また、新型コロナウイルス感染症に伴い、感染症情報やテイクアウト情報をはじめとした地域情報の発信ニーズの高まりもあり新規の取り組みも進めております。

新型コロナウイルス感染症については現在も収束の目途が立っていないため、今後も事業計画に影響を及ぼす可能性はあります。

(2) 事業内容に関するリスク

競合について

地域情報流通事業

当社の地域情報流通事業では、あらゆる地域のあらゆるジャンルの情報をユーザーに提供しております。特定のジャンルや地域に特化した情報を提供するという意味で部分的に競合する企業は存在し、地域中小企業・店舗の広告発信は多様な選択肢がありますが、当社は特定の地域・ジャンルを問わず情報発信を行っていることが特徴であり、様々な地域情報を求めるユーザーのニーズに適合していることが強みであると考えてお

ります。

しかしながら、今後、大手企業の新規参入や地域ごとの同業者における事業規模拡大等により、マーケット・シェアの獲得競争が激化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

公共ソリューション事業

公共ソリューション事業は、国や地方自治体、公共へのサービス提供を行うナショナルクライアントに対し、公共の抱える課題へのソリューションを提供しております。ふるさと納税業務支援においては、運営パートナーとの協業による地域密着型の体制と、当社による集中管理を実現しております。このような企業は少ないものの、ふるさと納税業務支援に関連する個別のサービスを提供する競合企業は存在します。当社は、このソリューション提供にあたって、地域情報流通事業における「まいづれ」の運営体制を活用して差別化を図っております。しかしながら、今後、高い資本力や知名度を有する企業等が類似サービスに参入した場合には、当社が優位性を確保し、企業価値の維持向上が図れるか否かは不確実であるため、競合サービスの状況により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

パートナー契約の状況

当社は地域情報プラットフォーム「まいづれ」のエリア拡大にあたり、直営と運営パートナーの双方により展開しております。展開カバーエリアを拡大することでメディアとしての価値を高め、地域内広告主にとってはミニメディアであり、全国規模の広告主にとってはマスメディアであるという両面を実現してまいりました。

パートナー契約は、当社と運営パートナーの間で行われており、特定地域での、地域情報プラットフォーム「まいづれ」の運営、並びにシステム利用、運営ノウハウの提供、日常的な運営指導とサポート提供、公共ソリューション分野における各種派生事業の優先展開を、契約内容としております。

2021年7月1日現在におけるパートナー契約締結先は148社となっております。これらパートナー各社が何らかの事情によりパートナー契約を解消する場合には、当該エリアの「まいづれ」の運営が継続困難となり、当社が引き継ぐか、同エリアでの運営を希望する地域の企業等に引き継ぎを行います。その場合には、当該エリアでの情報量や営業活動が低下する可能性もあり、収益に影響を及ぼす可能性があります。

サイトのPV数（注）について

当社では、ユーザーの気持ちを第一に考え、さらなるサービスの充実や利便性の向上、ユーザーの嗜好に深く根ざした飽きの来ないコンテンツを提供すること等によって、サイトのPV数の増加に努めております。

しかしながら、ユーザーの嗜好は移り変わりが激しく、ニーズに対応するコンテンツを提供できなかった場合には、PV数の減少が生じ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、googleマイビジネスとの連携等の他のサービスからの流入経路を拡大する取り組みを通じて、ユーザーの情報ニーズに合わせたコンテンツ配信の仕組みの継続的な改善に努めております。

（注）PV数（ページビュー数）とは、ユーザーがWebページを表示した回数のことを表します。

書き込みの内容について

当社の運営する地域情報サイト「まいづれ」では、サイト利用者が、利用した店舗の感想や評価を投稿しております。サイト利用者から投稿を受け付ける際は、利用規約等をサイト上に明示し、投稿が適切なものとなるよう注意を促しております。また、投稿に対しては全件審査を実施しており、事実に基づかない恣意的な投稿、誹謗中傷、嫌がらせ、知的財産権の侵害及び公序良俗に反する内容等の明らかに不適切な投稿を発見した場合は当該投稿を削除する等、一定の基準に基づいて不適切な投稿を規制し、サイトの健全性の維持に努めております。

しかしながら、サイト内での不適切な投稿について、当社の対応が不十分だった場合、あるいは、不適切な投稿に起因するトラブルが適切に解決されない場合には、サイト利用者及び店舗等の支持が低下する可能性及びサイト運営者としての当社の法的責任が問われる可能性があり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

掲載される店舗情報について

当社の運営するサイト「まいづれ」では、インターネットを通して店舗等の情報を提供することから、これらの情報の充実や利便性の向上を図るとともに、情報の適切性、正確性が確保されるよう努める必要があります。

当社では情報の掲載基準を設けており、その基準に従い情報を事前にフィルターをかけたうえで、顧客から掲載許可を得ているため、顧客の意に反して不適切または虚偽の情報が提供されることはありません。しかしなが

ら、顧客が意図的に虚偽の情報を提供してきた場合は虚偽の情報の提供を防ぐことができない場合があります。また、顧客からの情報提供が遅れ、情報の更新もれが発生する可能性があります。

このように、掲載した情報に虚偽のものや不適切なものがあつた場合、あるいは、それに対する当社の対応が不十分だった場合には、サイト利用者及び顧客の支持が低下する可能性及びサイト運営者としての当社の法的責任が問われる可能性があり、当社事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業について

当社は、今後も引き続き、積極的に新サービス、新規事業に取り組んでまいります。これにより先行投資として人材採用、広告宣伝費、システム投資などの追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新サービス、新規事業の採算性には不透明な点が多いため、新サービス、新規事業の展開が計画どおりに進まず、予想した収益が得られない場合には、投資を回収できず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

業績の季節的変動について

当社の業績は第2四半期に偏重する傾向にあります。ふるさと納税業務支援の受託業務に係る売上高は、寄付額に応じて計上されますが、ふるさと納税の寄付は12月に行われる割合が高いことが主たる要因です。

(3) システム等に関するリスク

システムの安全性について

当社が運営する「まいづれ」は、インターネットを通じて提供されているものであり、システムの安定稼働が、業務の遂行上、必要不可欠であります。そのため、ネットワークの常時監視、日常的な保守管理、継続的なシステム開発等により、システム障害を未然に防ぎ、万一発生してしまった場合でも迅速に適切な対応を行える体制を構築しております。

しかしながら、巧妙化・複雑化したサイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウィルスの侵入、自然災害や大規模な事故、その他予期せぬ要因等により、当社のシステム障害や情報漏洩が発生した場合、相当な費用負担や当社の社会的信用の低下により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、OS / ソフトウェアの定期アップデートの実施による脆弱性に対する対策、http通信の暗号化など継続的に実施して参ります。

技術革新について

インターネット関連市場では、技術革新が活発に行われており、その速度は早く、新しいサービスが次々と生まれております。そのため、当社では、常に業界の動向を注視し、適時に事業戦略を見直し、必要に応じて迅速に技術革新に対応するため、既存サービスに新たな技術を展開できる開発体制を構築しております。

しかしながら、技術革新の内容によっては、対応するための相当な開発費用が発生する可能性があります。また、適切な対応ができない場合は当社サービスの競争力が相対的に低下する可能性があります。そのような場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

事業拡大に伴う「まいづれ」の機能更新について

当社は、事業規模拡大にともなって、よりユーザーの満足するサービスを提供するために「まいづれ」の機能更新を継続的に実施してまいります。しかしながら、事業の状況に応じて計画の前倒しや更新が必要な領域拡大により予定外の開発費用が生じる可能性があり、また、適切な対応ができない場合はサービスの稼働やユーザー満足度が低下する可能性があります。そのような場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業運営体制に関するリスク

小規模組織であることについて

当社は組織規模が小さく、規模に応じた業務執行体制となっております。また、今後の堅調な事業成長のためには、有能な人材の確保と育成が必要であると認識しており、適宜、採用を行い、社内研修制度の充実を図り、組織力の強化に注力してまいります。

しかしながら、ふるさと納税業務支援サービスにかかる負荷が12月に集中し、そのための人員はあらかじめ計画的に確保するようにしているものの、当初の想定よりも業務負荷が過大となった場合には、ふるさと納税業務

支援サービスの提供に支障をきたし、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、設備投資による業務の自動化等を実施し、人員依存割合を削減していく対策を施して参ります。

内部管理体制の強化について

当社は、今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制の一層の充実を図ることが必要であると認識しております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築、整備、運用しております。

しかしながら、事業の急速な拡大等により、それに応じた内部管理体制の構築に遅れが生じる場合には、適切な事業運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定経営者への依存

当社代表取締役社長である石井丈晴は当社の経営方針や事業戦略の立案・決定における中枢として重要な役割を果たしております。

当社では、同氏に過度に依存しないための組織体制として、経営組織の強化を図っておりますが、当面の間は同氏への依存度が高い状態で推移するものと考えております。このような状況において、同氏の事業への関与が困難となった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保

当社は、今後の事業拡大に伴い、積極的に優秀な人材を採用し、社内教育を行うとともに、特定の人材に過度に依存しない体制の構築や、業務拡大を想定した人材の増強を図る予定ですが、現在在職している人材の、予想を上回る流出や当社の求める人材が確保出来ない場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。事業理念の浸透を通じて、当社で働くことの意義を感じ、高い成長を望む社員が多く、離職率は低い水準で推移しています。

また適切な人材を確保出来たとしても、人材の増強や教育等に伴い、固定費の増加を余儀なくされる可能性があり、その場合にも当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、業績の拡大に応じて人員及び報酬水準の増加を適切に計画し、予算統制を実施して参ります。

(5) 法的規制に関するリスク

一般的なインターネットにおける法的規制について

当社の事業は主に、「電気通信事業法」「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」等による法的規制を受けております。

本書提出日現在において、当社の事業継続に重要な影響を及ぼす法的規制はないものと認識しておりますが、近年、インターネットの普及拡大に伴い、インターネット上のトラブルへの対応として、インターネット関連事業を規制する法令が徐々に整備されてきている状況です。今後、インターネット関連事業を営む事業者を規制対象とする新たな法令等の制定や、既存法令等の改正及び解釈変更がなされた場合には、当社の事業が制約を受ける可能性があります。その場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当該制約は当社に限らず業界全体に及ぶものと考えられますが、積極的な情報収集及び必要となる技術的な対応を実施してまいります。

法令の改正等における法的規制について

当社の公共ソリューション事業においては、地域情報を収集・編集して発信する「まいぷれ」の運営体制を活かして、自治体からふるさと納税の業務代行を受託し、特産品の開拓や生産者インタビューなど継続的に情報発信することで、ふるさと納税の寄付拡大に貢献しております。したがって、今後ふるさと納税に対する規制が強化された場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理について

当社は、ユーザーの住所、氏名、電話番号等の個人を特定できる情報を取得しており、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務が課せられております。

当社では、同法及び関連法令等を遵守し、それらの個人情報や取引データの取り扱いに細心の注意を払い、流出防止の体制を維持することを事業運営上の重要事項と認識しております。そのため、当社では、ネットワーク

の管理、独自のプライバシーポリシーの制定及び遵守、全従業員を対象とした社内研修の徹底、内部監査によるチェック等により、個人情報保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、外部からの不正アクセスや、当社の関係者や業務提携先等の故意又は過失による漏洩、改ざん、不正使用等の不測の事態により、個人情報が外部に流出した場合には、適切な対応を行うための費用の発生や、当社に対する損害賠償の請求、当社の社会的信用の低下等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。この点、万が一に備え、個人情報漏洩保険に加入し、漏洩時の対応や損害賠償に備えております。

知的財産権及び肖像権について

当社は、当社が提供するサービスが第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害しないよう、調査可能な範囲で対応を行っており、現在は当該侵害の事実はないものと認識しております。しかしながら、知的財産権侵害の可能性を完全に把握することは困難であり、将来的に、当社が提供するサービスについて、第三者より知的財産権の侵害に関する請求を受け、又は訴訟を提起される可能性は否定できず、かかる場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社がサービスを提供するにあたって、サイト上に写真を掲載することがあります。このような場合には、当社は、他社の肖像権を侵害しないよう対応を徹底しておりますが、肖像権侵害の可能性も完全に把握することが困難であり、将来的に、当社が提供するサービスについて、第三者より肖像権の侵害に関する請求を受け、又は訴訟を提起される可能性は否定できず、かかる場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

一方で、当社では、当社が提供するサービスに関する知的財産の保護に努め、当社の持つ商標権等の知的財産権を侵害されないよう細心の注意を払っておりますが、侵害を把握しきれない場合や侵害に対して適切な対応をすることができない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他のリスク

風評

当社が取扱うサービスにおいて、全国の自治体との取引が多く存在しております。そのため、何らかのリスクが顕在化し、風評の影響等により自治体との取引を制限された場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員、従業員に対し、インセンティブを目的とした新株予約権(以下「ストック・オプション」)を付与しております。これらのストック・オプションに加え、今後付与されるストック・オプションの行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、株価形成に影響を与える可能性があります。

なお、本書提出日現在における、これらのストック・オプションによる潜在株式数は61,080株であり、発行済株式総数703,000株の8.7%に相当しております。

税務上の繰越欠損金について

当社は、2020年8月期末時点において、税務上の繰越欠損金を有しております。今後、当社の業績が事業計画に比して順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

訴訟に関するリスクについて

本書提出日現在において、当社が当事者として関与している訴訟手続きはありません。

しかしながら、当社の今後の事業展開において、第三者への権利侵害があった場合等には、当社に対して、損害賠償請求等の訴訟その他の法的手続きが行われる可能性があります。その訴訟等の内容や、損害賠償の金額によっては、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社は、設立以来、当期純利益を計上した場合であっても、まず内部留保を充実し、財務基盤の強化が重要であると考え、配当を実施していません。株主への利益還元については、重要な経営課題の一つであると考えておりますが、今後企業価値を高めるため内部留保を使用して機動的な投資を行うこともあり、無配を継続する可能性があります。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は、中間配

当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

第21期事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(資産)

当事業年度末における総資産は444,140千円であり、前事業年度末に比べ126,251千円増加いたしました。流動資産は349,472千円となり、前事業年度末に比べ115,524千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が140,404千円増加、売掛金が46,596千円減少、貸倒引当金が20,190千円減少したことによるものであります。固定資産は94,668千円となり、前事業年度末に比べ10,727千円増加いたしました。これは主にリース資産が5,557千円増加、繰延税金資産が4,542千円増加したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債は434,968千円であり、前事業年度末に比べ86,763千円増加いたしました。流動負債は286,365千円となり、前事業年度末に比べ6,771千円増加いたしました。これは主として買掛金が17,828千円減少し、未払消費税等が14,805千円、預り金が10,653千円増加したことによるものであります。固定負債は148,603千円となり、前事業年度末に比べ79,992千円増加いたしました。これは主に長期借入金が76,456千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は9,171千円であり、前事業年度末に比べ39,487千円増加いたしました。これは当期純利益の計上により利益剰余金が増加したことによるものであります。

第22期第3四半期累計期間(自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)

(資産)

当第3四半期会計期間末における総資産は652,603千円であり、前事業年度末に比べ208,463千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が235,153千円増加し、受取手形及び売掛金が24,989千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債は546,284千円であり、前事業年度末に比べ111,315千円増加いたしました。これは主に買掛金が15,534千円、預り金が52,799千円、賞与引当金が18,905千円、未払法人税等が12,944千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は106,319千円であり、前事業年度末に比べ97,147千円増加いたしました。これは四半期純利益計上により利益剰余金が増加したことによるものであります。

経営成績の状況

第21期事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により社会経済活動の停滞を起因として、景気は急速な悪化が続きました。

当社が事業展開する広告業界におきましては、2019年の日本の総広告費は前年比106.2%の6兆9,381億円と、8年連続で拡大いたしました(出典：株式会社電通「2019年 日本の広告費」)。一方で、足下では新型コロナウイルス感染症拡大による景気の悪化から、事業環境の先行きに留意が必要な状況となっております。

また、ふるさと納税市場においては、2019年度のふるさと納税受入額は前年比95%の4,875億円となり、3割ルール(注)の厳正化により受入金額は7年ぶりに減少に転じましたが、受け入れ件数は前年比100%超の約2,334万件と増加しており、世間一般的には更に浸透・定番化を続けているという状況で、今後もさらなる市場規模の拡大が予想されています(出典：総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果(令和2年実施)」)。

このような環境下、当社は地域情報プラットフォーム「まいづれ」の運営を通じ、広告主である地域の中小事業者・店舗の情報発信・マーケティング支援を推進すると共に、ふるさと納税事業や地域ポイント事業の実行を通じて地方自治体の課題解決を推進してまいりました。

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染拡大により、地域の中小事業者・店舗の休業要請に伴う広告解約や、新規パートナー契約候補先の案件キャンセル、販促支援先である大手ナショナルクライアントの販促計画変更等、売上に影響が及びました。しかしながら、各セグメント領域においてGoogleマイビジネスとの連携などの新機能展開、オンライン手法や動画コンテンツを駆使したマーケティング・営業活動などの取り組みが実行されると共に、巣ごもり消費に対応したふるさと納税の寄付の伸びも下支えし、売上高及び利益の増加に貢献しました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,134,818千円(前期比5.6%増)、営業利益は44,111千円(前期比2,580.9%増)、経常利益は42,305千円(前期比4,293.2%増)、当期純利益は39,487千円(前期比130.4%増)となりました。

(注)2019年6月からふるさと納税の新制度が導入され、自治体が返礼品を送付する場合「調達額が3割以下の地場産品に限る」ことが義務になりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(地域情報流通事業)

地域情報流通事業におきましては、地域情報プラットフォーム「まいづれ」の運営を当社直営地域と全国の運営パートナーによるパートナー運営地域で展開を進め、直営地域においては、地域の中小事業者・店舗に対し、Googleマイビジネスとの連携やQR決済サービスの取次等、広告掲載だけではない付加価値を高め、顧客満足度を高めるサポートを行い、地域に根付いた営業活動を強化して参りました。まいづれ店舗広告は、新型コロナウイルスの感染拡大による店舗の営業自粛の影響を受け、4月～5月は新規契約が伸び悩み、解約も発生しましたが、月額課金で契約を維持する中小事業者・店舗も多く、直営地域のまいづれ関連売上高は82,841千円(前期比2.6%増)となりました。

また、パートナー運営地域におきましても、契約済みの運営パートナーは当事業年度終了時点で133社、全国のエリア展開は642市区町村となりました。オンラインのサポートや、Web会議・Webセミナー、動画による営業指導等、事業オーナーや現場マネジメント責任者との接点を増やし、経営改善に注力したサポートを強化しました。

運営パートナーの新規開拓においては、新型コロナウイルスの影響により、3月までに案件化していた契約候補先のキャンセルが相次ぎ、大きく計画と乖離したものの、オンライン商談や動画マーケティングを駆使し、再び案件化を進めることができる状態となり、第4四半期には新規契約も回復をしました。しかしながら、年間では新規契約件数が27件となり、当初計画した契約件数を下回り、既存の運営パートナーと新規契約をあわせたパートナー関連売上高は310,552千円(前期比7.5%増)となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は393,393千円(前期比6.4%増)、セグメント利益は121,281千円(前期比25.0%増)となりました。

（公共ソリューション事業）

ふるさと納税BPOを主軸とし、すでにスタートしている自治体の寄付額増加につながる施策など、営業と運用体制を整備してきた結果、新たに7自治体での業務受託がスタートし、4自治体が契約終了となり、現在の契約数（稼働自治体数）は37自治体となりました。自宅で寄付ができるふるさと納税制度の特徴から、新型コロナウイルスの影響は受けず、寄付額は4,077百万円（前期2,171百万円）と順調に伸びております。その結果、ふるさと納税関連売上高は362,308千円（前期比76.4%増）となりました。

地域共通ポイントサービス「まいづれポイント」では、新たに稼働したエリアはなく、全国で8エリア、5自治体と運営を継続しておりますが、前期に発生した特定自治体のサービス導入に必要なICカードや関連端末の大口納品に反動もあり、まいづれポイント関連売上高は58,356千円（前期比39.9%減）となりました。

また、国や自治体からの個別受託案件としてのコンサルティング費用やシステム提供費、サービス提供委託料等を対価とする公共案件売上高は、前期に発生した特定の受託開発案件の反動もあり、47,736千円（前期比40.6%減）となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は468,402千円（前期比22.3%増）、セグメント利益は126,909千円（前期比64.6%増）となりました。

（マーケティング支援事業）

マーケティング支援事業におきましては、大手小売チェーンなどナショナルクライアントの販促支援や、特定の商圈や地域に直接情報を発信したい企業に対し、マーケティングソリューションとして、商業施設やマンションデベロッパーのホームページの制作などを手がけてきました。しかし、新型コロナウイルスの影響により、新規開店店舗の計画延期や訪日外国人向けの広告キャンペーンの予定変更、イベント企画の中止など、売上減収の影響を受けました。

以上の結果、当事業年度における売上高は273,023千円（前期比15.3%減）でしたが、業務効率化により人件費を抑制し、セグメント利益は39,257千円（前期比1.0%増）と減収増益となりました。

第22期第3四半期累計期間(自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)

当第3四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、緊急事態宣言の再発令やまん延等重点措置による経済活動の停滞、消費意欲の低迷により、依然として先行き不透明な状態が続いています。

当社が事業展開する広告業界におきましては、2020年の日本の総広告費は前年比88.8%の6兆1,594億円と、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け9年ぶりのマイナス成長となりました。一方で、巣ごもり需要によりSNSやECなどのインターネットサービス等への接触機会が増え、インターネット広告費の市場規模は2兆2,290億円と前年比105.9%と成長を続けています（出典：株式会社電通「2020年 日本の広告費」）。

また、ふるさと納税市場においては、2019年度のふるさと納税受入額は前年比95%の4,875億円となり、3割ルールの厳正化により受入金額は7年ぶりに減少に転じましたが、受け入れ件数は前年比100%超の約2,334万件と増加しており、世間一般的には更に浸透・定番化を続けているという状況で、今後もさらなる市場規模の拡大が予想されています（出典：総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和2年実施）」）。

このような環境下、当社は地域情報プラットフォーム「まいづれ」の運営を通じ、広告主である地域の中小事業者・店舗の情報発信・マーケティング支援を推進し、運営パートナーへのふるさと納税事業や地域ポイント事業の実行を通じて地方自治体の課題解決を推進してまいりました。

当第3四半期累計期間においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2021年4月に3回目の発令がされた緊急事態宣言やまん延等重点措置の影響を受け、新規パートナー契約の検討の一時停止や、販促支援先である大手小売チェーンなどの新店・改装計画の縮小等が売上に影響を及ぼしました。一方で、ふるさと納税の寄付は各地の返礼品拡充の動きや広告施策、寄付受付サイトの拡充など寄付額を拡大するための取り組みが奏功し売上・利益の増加に貢献しました。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は1,049,918千円、営業利益は113,537千円、経常利益は111,545千円、四半期純利益は97,147千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（地域情報流通事業）

地域情報流通事業におきましては、地域情報プラットフォーム「まいぶれ」の運営を当社直営地域と全国の運営パートナーによるパートナー運営地域で展開を進め、直営地域においては、地域の中小事業者・店舗に対し、Googleマイビジネスとの連携によるWebマーケティング支援やオフラインの販促支援等、広告掲載だけではない付加価値を高め、顧客満足度を高めるサポートを行い、地域に根付いた営業活動を強化して参りました。

まいぶれ店舗広告は、新型コロナウイルス感染症拡大の中でも適切な情報発信の必要性を店舗に提案し、まいぶれ店舗の掲載料が順調に増加し、当第3四半期累計期間における直営地域のまいぶれ関連売上高は71,781千円となりました。

また、パートナー運営地域におきましても、契約済みの運営パートナーは当第3四半期終了時点で148社732市区町村となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても運営パートナーの獲得顧客単価を上げるために、Web会議やeラーニングを通じて営業サポートを実施するとともに、テレアポ（電話による顧客へのアウトバウンド）や原稿制作の代行を当社が実施することで、パートナーの営業活動を促進させる取り組みを行いました。

運営パートナーの新規開拓においては、動画マーケティングやインバウンド広告投下、外部企業とのアライアンスによる案件獲得の動きを強化したことにより問い合わせ数が増加したものの、緊急事態宣言の影響により商談先企業の新規事業検討の動きが一時停止し、当第3四半期累計期間における新規契約件数は25件となりました。これにより、当第3四半期累計期間の既存・新規契約をあわせたパートナー関連売上高は279,057千円となりました。

この結果、当第3四半期累計期間に属するセグメント売上高は350,838千円となりました。またセグメント利益は178,279千円となりました。

（公共ソリューション事業）

ふるさと納税BPOでは、年度の寄付額・寄付件数がピークを迎える年末においては、返礼品の価格競争力を高める動きや広告予算の投下施策を進めたことにより、寄付額は計画を超える実績となりました。また、年度末となる3月には8自治体の契約が終了したものの、寄付受付サイトの1つである楽天ふるさと納税経由での寄付額の伸びにより契約終了自治体に係る売上の減少をカバーする結果となりました。その結果、ふるさと納税関連売上高は378,662千円となりました。

地域共通ポイントサービス「まいぶれポイント」では、全国で8エリア、5自治体と運営を継続しております。二次元コード決済が可能な新ポイントシステムの導入を新たな自治体に向けても推進し、5月からは直営地域の船橋市における導入も開始しました。また、ユーザー向けの利便性を向上させるための開発も引き続き継続しており、まいぶれポイント関連売上高は72,137千円となりました。

その他の公共ソリューション領域においても、国土交通省のスマートシティモデル事業における開発業務受託に取り組み、順調に売上を伸ばし、その他公共案件売上高は63,548千円となりました。

この結果、当第3四半期累計期間に属するセグメント売上高は514,349千円となりました。またセグメント利益は149,947千円となりました。

（マーケティング支援事業）

マーケティング支援事業におきましては、大手小売チェーンなどの販促支援や、特定の商圈や地域に直接情報を発信したい企業・店舗に対し、マーケティングソリューションとして、ホームページや広告制作の販促支援を手がけてきました。緊急事態宣言の再発令の影響を受け、見込み顧客の新店・改装計画の延期や、訪日外国人向けの広告キャンペーン等の需要低迷により、減収となりました。

この結果、当第3四半期累計期間に属するセグメント売上高は184,730千円、セグメント利益は6,560千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

第21期事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動及び財務活動によりそれぞれ72,382千円、77,541千円増加し、投資活動により9,667千円減少したため、前事業年度末に比べ140,256千円増加し、さらに合併による現金及び現金同等物の増加額147千円を加え、当事業年度末には166,608千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、72,382千円（前事業年度は8,966千円の使用）となりました。主な要因といたしましては、税引前当期純利益42,305千円（前事業年度は9,132千円）、減価償却費13,869千円（前事業年度は12,543千円）、売上債権の減少額36,762千円（前事業年度は75,681千円の増加）によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、9,667千円（前事業年度は25,262千円の使用）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出7,791千円（前事業年度は有形固定資産の取得による支出16,877千円、無形固定資産の取得による支出4,160千円）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果獲得した資金は、77,541千円（前事業年度は4,882千円の獲得）となりました。これは主に長期借入れによる収入105,000千円（前事業年度は19,000千円の収入）があった一方で、長期借入金の返済による支出24,333千円（前事業年度は11,854千円の支出）があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a．生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載はしていません。

b．仕入実績

当社ではマーケティング支援事業の一部で仕入実績がありますが、重要性が低いいため、記載を省略しております。

c．外注実績

第21期事業年度及び第22期第3四半期累計期間における外注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第21期事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)		第22期第3四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)
	金額(千円)	前年同期比 (%)	金額(千円)
地域情報流通事業	5,557	171.5	1,905
公共ソリューション事業	150,575	143.9	188,526
マーケティング支援事業	168,985	78.3	117,749
合計	325,119	100.5	308,181

(注) 1．金額は、外注価格によっております。

2．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

d．受注実績

当社では一部個別の受注案件がありますが、受注実績の重要性がないため、記載を省略しております。

e. 販売実績

第21期事業年度及び第22期第3四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第21期事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)		第22期第3四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)
	販売高(千円)	前年同期比 (%)	販売高(千円)
地域情報流通事業	393,393	106.4	350,838
公共ソリューション事業	468,402	122.3	514,349
マーケティング支援事業	273,023	84.7	184,730
合計	1,134,818	105.6	1,049,918

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合。

相手先	第20期事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)		第21期事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)		第22期第3四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
株式会社マツモトキヨシホールディングス	109,325	10.2	89,474	7.9	52,113	5.0

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、当事業年度末における財務状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要とされております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。しかしながら実績の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載のとおりであります。

(繰延税金資産)

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第21期事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

当事業年度において、当社は、地域情報プラットフォーム「まいづれ」の全国のエリア展開は642市区町村と推移し、事業基盤である運営パートナーとエリア展開を着実に実現してきました。また、成長事業である公共ソリューション事業のふるさと納税BPOでは受託自治体が37自治体となり、継続的な事業成長を実現することができました。当社では、持続的成長を重視し、第21期中期計画では、下記の数値を主要な目標指標として取り組んでおります。

運営パートナー数については、概ね目標達成となりました。契約済み展開エリアについては、多数の市区町村を契約していた特定地域の運営パートナーの撤退により目標は未達となりましたが、同運営パートナーの撤退に伴い当社が事業の運営を継続したため当事業年度の売上には影響はありませんでした。新型コロナウイルス感染拡大により、新規パートナー契約候補先の案件キャンセルも発生し、目標を達成はしておりませんが、その後オンライン手法や動画コンテンツを駆使したマーケティング・営業活動などの取り組みが実行され、持ち直しております。ふるさと納税BPO受託自治体は、契約自治体は増加せずに目標未達となりました。この指標は長期的な売上高に影響を与えますが、既存自治体の寄付額増加により、売上計画は達成することとなりました。

	2020年8月期目標	2020年8月期実績
運営パートナー数	135	133
契約済み展開エリア	798	642
ふるさと納税BPO受託自治体	50	37

第22期第3四半期累計期間(自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)

当第3四半期累計期間において、当社は、地域情報プラットフォーム「まいづれ」の全国のエリア展開は736市区町村と推移し、事業基盤である運営パートナーとエリア展開を着実に実現してきました。また、成長事業である公共ソリューション事業のふるさと納税BPOでは受託自治体が33自治体となり、新規受託自治体は鈍化しております。ただし既存自治体の寄付額は引き続き順調に増加していることから、2021年8月期の売上高は計画を上回る水準で推移しております。当社では、持続的成長を重視し、第21期中期計画を修正し、下記の数値を主要な目標指標として取り組んでおります。

	2021年8月期第3四半期実績	2021年8月期目標
運営パートナー数	148	153
契約済み展開エリア	736	764
ふるさと納税BPO受託自治体	33	33

資本の財源及び資金の流動性

第21期事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1)経営成績等の状況 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資金需要の主なものは、今後の事業規模拡大のための採用費及び人件費、まいづれ運営パートナーの獲得を安定的に行うための戦略として必要となる広告宣伝費、今後の地域情報プラットフォーム「まいづれ」のネットワークの増強を行うためのIT関連費、今後の地域情報プラットフォーム「まいづれ」のシステム開発に伴う開発リソース確保のための業務委託費等であります。当社は、事業運営上必要な資金の流動性と財源を安定的に確保しながら、必要な資金は自己資金、金融機関からの借入による資金調達を基本とし、必要に応じてエクイティファイナンス等による資金調達を検討する予定であります。なお、資金調達手法の優先順位は、資金需要の額や用途に合わせ柔軟に検討を行う予定であります。

4 【経営上の重要な契約等】

契約の名称	相手方の名称	契約締結日	契約期間	契約内容
パートナー基本契約	運営パートナー	各運営パートナーによる	契約締結日より5か年。以後2か年更新	特定地域での、地域情報プラットフォーム「まいぶれ」の運営、並びにシステム利用、運営ノウハウの提供、日常的な運営指導とサポート提供、公共ソリューション分野における各種派生事業の優先展開について定める。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第21期事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

当事業年度において実施した設備投資の総額は17,143千円であり、その主な内容は、ふるさと納税業務支援の書類発送に導入した封入封緘機のリース資産取得によるものであります。

なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメント別の設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 地域情報流通事業

当事業年度は、助成金補助金診断システムを取得するため500千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(2) 公共ソリューション事業

当事業年度は、ふるさと納税業務支援の書類発送に導入した封入封緘機の取得及びまいづれポイントシステム開発のためのソフトウェア仮勘定を中心とする14,591千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) マーケティング支援事業

当事業年度に設備投資は実施しておりません。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(4) 全社(共通)

当事業年度はまいづれアプリの追加開発及び本社拠点の建物附属設備に係る2,051千円の設備投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

第22期第3四半期累計期間(自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)

当第3四半期累計期間において実施した設備投資の総額は6,490千円であり、その主な内容は、まいづれポイントシステム開発のためのソフトウェア取得によるものであります。

なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

セグメント別の設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 地域情報流通事業

当第3四半期累計期間は、設備投資は実施しておりません。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(2) 公共ソリューション事業

当第3四半期累計期間は、まいづれポイントシステム開発のためのソフトウェア取得を中心とする5,539千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) マーケティング支援事業

当第3四半期累計期間は、設備投資は実施しておりません。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

(4) 全社(共通)

当第3四半期累計期間は、支払管理システムの取得を中心とする950千円の設備投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社は国内に6ヶ所の拠点を設け、サイト運営を行っております。

2020年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	リース資 産	ソフト ウェア (ソフト ウェア仮 勘定含 む)	その他	合計	
本社 (千葉県 船橋市) 他5ヶ所	地域情報流通 公共ソリュー ション マーケティング 支援 共通	事務所設 備	19,640	3,425	11,453	22,350	247	57,117	78 (33.5)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、商標権及び電話加入権であります。
 4. 本社及び各拠点の建物は全て賃借により使用しており、年間賃借料は29,944千円であります。
 5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を()にて外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2021年6月30日現在)

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,812,000
計	2,812,000

(注) 2021年4月15日開催の取締役会決議により、2021年5月8日付で1株につき20株の株式分割を行っております。
また、2021年5月7日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付をもって定款の変更を行い、発行可能株式総数は2,671,400株増加し、2,812,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	703,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	703,000		

(注) 2021年4月15日開催の取締役会決議により、2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行いました。これにより、発行済株式数は667,850株増加し、703,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	臨時株主総会決議 2018年8月16日 取締役会決議 2018年8月31日
付与対象者の区分及び人数(名) (注)6	当社取締役 3 当社従業員 62
新株予約権の数(個)	2,959 [2,949] (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類 内容及び数(株)	普通株式 59,180 [58,980] (注)1、2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650 (注)4、7
新株予約権の行使期間	新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から2028年8月16日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650 (注)7 資本組入額 325
新株予約権の行使の条件	本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に50%、1年を経過した場合に更に50%の株式数を行使できるものとする。 新株予約権者が、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、もしくは従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。 新株予約権者が、新株予約権の行使期間到来後に死亡したことにより当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を失った場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り、その相続人において新株予約権を行使することができる(権利行使期間中に限る)。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

最近事業年度の末日(2020年8月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行ったことにより、普通株式20株であります。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合で、当社が必要と認めるときは株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の発行価額は無償とする。

4. 本新株予約権の行使に際して払込をすべき本新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に上記(注)1及び2に定める本新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とする。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式によりその時点における発行価額を調整するものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が本新株予約権発行時の時価を下回る払込価額によって新株発行を行う場合、次の算式によりその時点における払込価額を調整するものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合で、当社が必要と認めるときは、払込価額の調整を行うものとする。

- (4) 以上の(1)ないし(3)の各場合における調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。
5. 当社が株式移転または株式交換によって他社(以下「完全親会社」という。)の完全子会社となる場合、かかる株式移転または株式交換に際して、新株予約権者に対する本新株予約権にかかる義務を、当該株式移転または株式交換による完全親会社となる会社に承継させることができる。
なお、承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。
- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
- (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
上記に記載の株式数(調整がなされた場合には調整後の株式数)に、株式移転または株式交換の際に当株式1株に対して割り当てられる完全親会社株式の数の比率(以下「割当比率」という。)を乗じて計算し、1円未満の端数はこれを切り捨てる。
- (3) 新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき額
新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき金額については、以下の算式に基づいて計算し、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{承継後払込金額} = \text{承継前払込金額} \times (1 \div \text{割当比率})$$
- (4) 新株予約権の権利行使期間
上記に定める期間として、承継時に権利行使期間が既に開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より上記に定める期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の権利行使条件および取得事由等
新株予約権の権利行使条件については、上記新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。また、取得事由等については、下記に定める取得事由等と同様とする。
- (6) 承継後の新株予約権の譲渡制限
承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
6. 付与対象者のうち、従業員6名が退職により権利を喪失し、また、従業員1名が2018年11月に取締役に就任したため、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役4名、当社従業員55名となっております。
7. 2021年4月15日開催の取締役会決議により2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権行使の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	臨時株主総会決議 2018年 8月16日 取締役会決議 2018年 8月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1
新株予約権の数(個)	30 [30] (注) 1、 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 600 [600] (注) 1、 2、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650 (注) 4、 6
新株予約権の行使期間	新株予約権の付与決議の日後 2年を経過した日から2028年 8月16日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650 (注) 6 資本組入額 325
新株予約権の行使の条件	本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に50%、1年を経過した場合に更に50%の株式数行使できるものとする。 新株予約権者が、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、もしくは従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。 新株予約権者が、新株予約権の行使期間到来後に死亡したことにより当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を失った場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り、その相続人において新株予約権を行使することができる(権利行使期間中に限る)。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

最近事業年度の末日(2020年 8月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年 6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権 1個につき目的となる株式数は、2021年 5月 8日付で普通株式 1株につき20株の割合で株式分割を行ったことにより、普通株式20株であります。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合で、当社が必要と認めるときは株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の発行価額は無償とする。

4. 本新株予約権の行使に際して払込をすべき本新株予約権 1個当たりの払込金額は、次により決定される 1株当たりの払込金額に上記(注) 1及び 2に定める本新株予約権 1個の目的たる株式数を乗じた金額とする。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式によりその時点における発行価額を調整するものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が本新株予約権発行時の時価を下回る払込価額によって新株発行を行う場合、次の算式によりその時点における払込価額を調整するものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合で、当社が必要と認めるときは、払込価額の調整を行うものとする。

(4) 以上の(1)ないし(3)の各場合における調整の結果生じる 1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

5. 当社が株式移転または株式交換によって他社(以下「完全親会社」という。)の完全子会社となる場合、かかる株式移転または株式交換に際して、新株予約権者に対する本新株予約権にかかる義務を、当該株式移転または株式交換による完全親会社となる会社に承継させることができる。

なお、承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。

- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
 - (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
上記に記載の株式数(調整がなされた場合には調整後の株式数)に、株式移転または株式交換の際に当株式1株に対して割り当てられる完全親会社株式の数の比率(以下「割当比率」という。)を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
 - (3) 新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき額
新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき金額については、以下の算式に基づいて計算し、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{承継後払込金額} = \text{承継前払込金額} \times (1 \div \text{割当比率})$$
 - (4) 新株予約権の権利行使期間
上記に定める期間として、承継時に権利行使期間が既に開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より上記に定める期間の満了日までとする。
 - (5) 新株予約権の権利行使条件および取得事由等
新株予約権の権利行使条件については、上記新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。また、取得事由等については、下記に定める取得事由等と同様とする。
 - (6) 承継後の新株予約権の譲渡制限
承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
6. 2021年4月15日開催の取締役会決議により2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権行使の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

決議年月日	臨時株主総会決議 2018年8月16日 取締役会決議 2019年7月17日
付与対象者の区分及び人数(名) (注)6	当社取締役 1 当社従業員 15
新株予約権の数(個)	80 [75] (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,600 [1,500] (注)1、2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650 (注)4、7
新株予約権の行使期間	新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から2028年8月16日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650 (注)7 資本組入額 325
新株予約権の行使の条件	本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に50%、1年を経過した場合に更に50%の株式数行使できるものとする。 新株予約権者が、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、もしくは従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。 新株予約権者が、新株予約権の行使期間到来後に死亡したことにより当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を失った場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り、その相続人において新株予約権を行使することができる(権利行使期間中に限る)。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

最近事業年度の末日(2020年8月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行ったことにより、普通株式20株であります。

ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合で、当社が必要と認めるときは株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の発行価額は無償とする。

4. 本新株予約権の行使に際して払込をすべき本新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に上記(注)1及び2に定める本新株予約権1個の目的たる株式数を乗じた金額とする。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式によりその時点における発行価額を調整するものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が本新株予約権発行時の時価を下回る払込価額によって新株発行を行う場合、次の算式によりその時点における払込価額を調整するものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合で、当社が必要と認めるときは、払込価額の調整を行うものとする。

(4) 以上の(1)ないし(3)の各場合における調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

5. 当社が株式移転または株式交換によって他社(以下「完全親会社」という。)の完全子会社となる場合、かかる株式移転または株式交換に際して、新株予約権者に対する本新株予約権にかかる義務を、当該株式移転または株式交換による完全親会社となる会社に承継させることができる。

なお、承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。

- (1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式
 - (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
上記に記載の株式数(調整がなされた場合には調整後の株式数)に、株式移転または株式交換の際に当株式1株に対して割り当てられる完全親会社株式の数の比率(以下「割当比率」という。)を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
 - (3) 新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき額
新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき金額については、以下の算式に基づいて計算し、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
$$\text{承継後払込金額} = \text{承継前払込金額} \times (1 \div \text{割当比率})$$
 - (4) 新株予約権の権利行使期間
上記に定める期間として、承継時に権利行使期間が既に開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より上記に定める期間の満了日までとする。
 - (5) 新株予約権の権利行使条件および取得事由等
新株予約権の権利行使条件については、上記新株予約権の行使の条件に定めるところと同様とする。また、取得事由等については、下記に定める取得事由等と同様とする。
 - (6) 承継後の新株予約権の譲渡制限
承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員11名となっております。
7. 2021年4月15日開催の取締役会決議により2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権行使の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年9月12日 (注) 1	375	6,780	15,000	124,500	15,000	39,000
2017年2月28日 (注) 2	250	7,030	10,000	134,500	10,000	49,000
2018年5月24日 (注) 3	28,120	35,150		134,500		49,000
2021年5月8日 (注) 4	667,850	703,000		134,500		49,000

(注) 1. 有償第三者割当増資 発行価格 80,000円 資本組入額 40,000円
割当先 大日本印刷株式会社

2. 有償第三者割当増資 発行価格 80,000円 資本組入額 40,000円
割当先 大日本印刷株式会社

3. 株式分割(1:5)によるものであります。

4. 株式分割(1:20)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2021年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				2			8	10	
所有株式数 (単元)				3,625			3,405	7,030	
所有株式数 の割合(%)				51.56			48.44	100.00	

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 703,000	7,030	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式			
発行済株式総数	703,000		
総株主の議決権		7,030	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対して利益還元することを重要な経営課題と認識しておりますが、現時点において、財務体質の強化及びサービス提供に関するシステム整備等のため、内部留保の充実を図ることが重要であると考え、無配を継続してまいりました。

今後の配当政策の基本方針としましては、財務体質の強化を目的とした内部留保の充実を当面の優先事項としたうえで、経営成績、財政状態及び事業展開を勘案しつつ株主への利益還元を検討していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他に中間配当を行うことができる旨及び基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当及びその他の剰余金は株主総会であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が変化する中において、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を目指し、株主をはじめとする全てのステークホルダーからの信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題として認識し、その充実に取り組んでおります。

具体的には、社外取締役を2名設置し、客観的視点からの意見を積極的に受け入れ、経営に対するチェック機能を高めております。また、社外監査役においても2名を設置し、社外取締役と合わせてコーポレート・ガバナンス機能を強化しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、株主総会、取締役会、監査役会並びに会計監査人を設置しております。取締役会にて迅速かつ機動的な意思決定を行う一方、監査役が客観的な監督を行うことで、コーポレート・ガバナンスの実効性を担保することが可能となると判断し、当該体制を採用しております。また、これらを補完する機関として部長会等を設置しております。

a．取締役会

当社の取締役会は、原則毎月開催し、当社の経営方針、経営計画、年度予算その他の重要な事項に関する意思決定を行うとともに、月次予算統制、月次業務報告その他の重要な業務事項の報告確認により業務執行の監督を行っております。その構成員は取締役5名（石井丈晴、岡田亮介、中川拓哉、板倉正弘、片町吉男）、監査役3名（神崎進、清水行雄、松本高一）であり、取締役会の議長は代表取締役社長石井丈晴であります。取締役のうち2名（板倉正弘、片町吉男）は社外取締役であります。

b．監査役会

当社は、監査役会を設置しており、原則として月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。その構成員は、監査役3名（神崎進、清水行雄、松本高一）であり、監査役会の議長は常勤監査役神崎進であります。監査役のうち2名（清水行雄、松本高一）は社外監査役であります。また、監査役は、内部監査担当者及び監査法人と随時会合を開催して情報共有を行い、相互に連携を図っております。監査役は、取締役会をはじめとした重要な会議に出席するほか、業務執行に関する重要な文書の閲覧、会計監査人からの報告等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

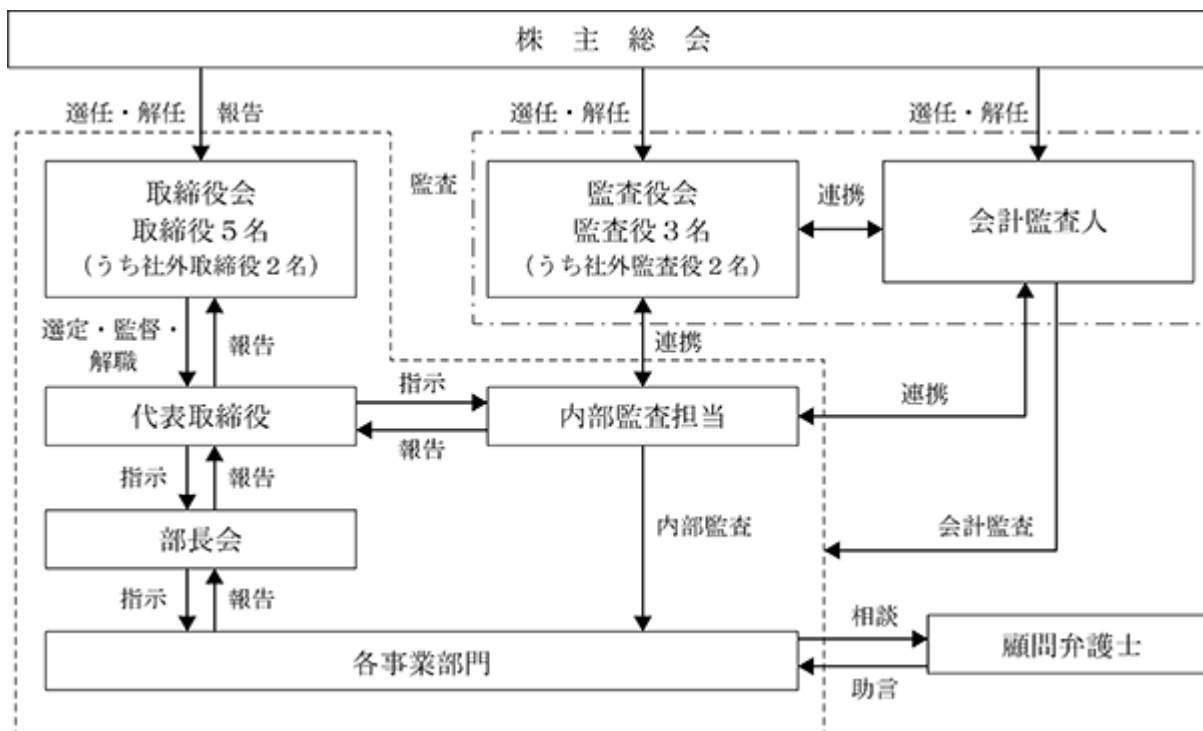
c．部長会について

当社は、代表取締役社長石井丈晴、取締役岡田亮介、中川拓哉、及び部長等により構成される「部長会」を、原則毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。経営の基本的な目標、方針、計画ならびに特に重要な業務執行について審議を行い、その審議結果に基づいて議長である代表取締役社長が決定を行っております。また、部長会においては、リスク管理及びコンプライアンスに関連する議題も協議しております。

d．当該体制を採用する理由

当社は、当社の企業規模、事業内容を勘案し、監査役会を設置し、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する経営管理体制を整えており、現状の体制で外部からの経営監視機能は十分に果たしていると判断しております。

当社の企業統治の体制は、以下の図のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め企業価値向上を進めるため、2020年12月10日開催の取締役会の決議により、内部統制システムに関する基本方針を制定し、役職員の責任の明確化を行い、規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制

- (1) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス管理規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (2) 内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
- (3) 監査役は、「監査役監査規程」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
- (4) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を代表取締役に報告する。
- (5) 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知し明文化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを開覧できる。

- (2) データ化された機密情報につきましては、「IT管理規程」及び「個人情報保護基本規程」に基づき、適切なアクセス権限やアクセス管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。また、経営統括部が主管部署となり、各事業部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役が統括責任者として、全社的な対策を検討する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、及び「業務分掌規程」を制定し、取締役及び使用人の職務執行について責任の範囲及び執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の部門の責任者等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇につきましては、取締役と監査役とが協議の上で決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

6．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合又は法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
- (2) 取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
- (3) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- (4) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (5) 監査役は内部通報窓口であるとともに、内部通報窓口の顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象につきましては、詳細な確認を行う。

7．監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「公益通報者保護規程」で定め、取締役及び使用人に周知徹底する。

8. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
- (2) 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

11. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、全ての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は「リスク管理規程」において、役職員に対し、「業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、当社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない」旨規定しております。

また、当社は「コンプライアンスに関する方針」及び「コンプライアンス管理規程」を定め、その精神を尊重することにより社会的責任を果たすことが自らの役割であることを認識し、公正・透明な経営の確立、不祥事の防止に努めております。コンプライアンスに関する全社的な推進や必要な情報の共有化等については部長会議にて定期的実施しており、社員に対しては教育・研修等を通してコンプライアンス意識の啓発を行い、違反行為については通報するよう「公益通報者保護規程」を制定しております。

c. 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況

当社は、IT管理に関する基本事項を定め、ITの適正な取り扱いによる業務効率の向上と会社情報の漏洩や不正アクセス等のIT利用がもたらす可能性のあるリスクの未然防止または最小化を図ることを目的として「IT管理規程」を制定し、IT管理責任者を中心とした情報セキュリティ体制を構築しております。

また、当社は、地域情報サイトの運営、紙面広告事業等を行っておりますが、その事業の中で取扱う個人情報の保護を企業活動の重要な課題として捉え、個人情報の適切な取扱いならびに、安全管理に取り組むためにプライバシーポリシーを掲げて個人情報保護に関する規定を制定し、全社一体となり実践しております。

取締役の定数

当社は、取締役の定数を7名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定めております。また、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、取締役、監査役及び会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規

定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)、監査役(監査役であったものを含む。)及び会計監査人の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。

責任限定契約の内容と概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役、監査役及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、4,000万円または会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額のいずれか高い額(会計監査人は会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額)としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役、監査役又は会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

自己株式取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的としております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月28日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役	石井 丈晴	1973年12月23日	1997年4月 2000年3月 2006年10月 2016年9月	(株)リクルート 入社 当社 設立 代表取締役(現任) (株)宣美(当社に吸収合併) 代表取締役 (株)まいづれ加古川(当社に吸収合併) 代表取締役	(注)3	(注)5 399,500
取締役 事業部門管掌 公共ソリューション部長	岡田 亮介	1975年9月11日	1998年4月 2001年4月 2002年4月 2012年3月 2019年11月	(株)リクルート 入社 当社 入社 当社 取締役(現任) 公共ソリューション部長(現任) 事業部門管掌(現任)	(注)3	67,500
取締役	板倉 正弘	1963年1月4日	1987年4月 2005年10月 2005年11月 2006年3月 2006年9月 2007年5月 2010年9月 2017年9月 2019年2月	(株)リクルート 入社 当社 取締役(現任) (株)宣美(当社に吸収合併) 取締役 (株)パフ 取締役 (株)フィールドビジョン 設立 代表取締役(現任) (株)フォルム 取締役 羽田パイプライン(株) 監査役 (株)宣美(当社に吸収合併) 取締役 株式会社シティネット 取締役	(注)3	63,500
取締役	片町 吉男	1974年7月24日	1999年11月 2000年12月 2001年7月 2003年4月 2004年6月 2006年1月 2006年12月 2007年1月 2008年6月 2014年4月 2014年4月 2014年11月 2016年2月 2016年2月	(株)サンクコーポレーション 入社 (株)サンクコーポレーション 取締役 (株)サンクコーポレーション 代表取締役(現任) (株)サンクネット 代表取締役(現任) 東和サンクサービス(株) 取締役 (株)サンクリレーションズ 取締役 (株)ティービーエス 取締役(現任) (株)エスピーエス 取締役 (株)イーコンテンツ 監査役 当社 取締役(現任) (株)エスピーエス 代表取締役(現任) (株)ネットワークパートナーズ 取締役(現任) (株)サンクリレーションズ 代表取締役(現任) (株)インシュア 取締役(現任)	(注)3	60,000
取締役 経営統括部長	中川 拓哉	1980年1月6日	2003年4月 2007年5月 2014年3月 2017年9月 2017年9月 2018年11月	(株)明報広告 入社 当社 入社 当社 パートナー事業部長 当社 経営統括部長(現任) (株)宣美(当社に吸収合併) 監査役 当社 取締役(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役	神崎 進	1956年11月4日	1979年4月 1997年11月 1999年7月 2001年5月 2013年9月 2017年4月	新日本証券(株)(現 みずほ証券(株)) 入社 (株)ビジネスネットコーポレーション 入社 個人事業主屋号「officeOUT」にてWeb制作エンジニア 当社 入社 当社 経営統括部 マネジャー 当社 監査役(現任)	(注)4	
監査役	清水 行雄	1956年5月20日	1975年4月 1996年10月 1998年4月 2014年7月 2018年7月 2019年11月	(株)日本リクルートセンター(現・(株)リクルート)入社 情報ネットワーク事業ネットワーク・インテグレーション事業部長 (株)リクルートネットワークサービス 取締役 (株)NTCシステム 営業部長 Hongo Connect&Consulting(株) 管理部長 当社 監査役(現任)	(注)4	
監査役	松本 高一	1980年3月26日	2003年9月 2006年1月 2012年9月 2014年10月 2017年8月 2017年9月 2018年6月 2018年7月 2018年8月 2019年12月 2019年12月 2020年4月 2020年11月 2020年12月 2021年6月	株式会社AGSコンサルティング入社 新光証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社 株式会社プラスアルファ・コンサルティング入社 SMBC日興証券株式会社入社 株式会社アンビグラム設立 代表取締役(現任) 株式会社ラバブルマーケティンググループ社外取締役(現任) デジタルデータソリューション株式会社 監査役(現任) 澤田ホールディングス株式会社 取締役(現任) AKA株式会社 監査役(現任) 株式会社アッピア設立 代表取締役(現任) 株式会社リチカ 社外監査役(現任) 株式会社SOUSEI Technology 社外監査役 株式会社アイデンティティ 社外監査役 当社 監査役(現任) 株式会社揚羽 社外監査役(現任) 株式会社ギミック 社外監査役(現任)	(注)4	
計						590,500

- (注) 1. 取締役板倉正弘氏及び片町吉男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役清水行雄氏及び松本高一氏は、社外監査役であります。
3. 取締役5名の任期は、2021年5月7日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2021年5月7日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役石井丈晴氏の所有株式数は、2021年5月13日現在の同氏およびその親族が株式を保有する資産管理会社である株式会社石井本店が保有する株式数も含めた実質所有株式数を記載しております。

社外役員の状況

a. 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役の板倉正弘氏及び片町吉男氏は、会社の代表取締役や各社の役員等を歴任し、企業経営等の豊富な実績を有していることから、当社の社外取締役に選任しております。

なお、板倉正弘氏は、「役員一覧」に記載のとおり当社株式63,500株を保有し、当社新株予約権240個(新株予約権の目的となる株式数4,800株)を保有しております。この他に同氏及び同氏の兼職先と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はなく、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

社外取締役の片町吉男氏が代表取締役を務める株式会社サンクネットは当社の公共ソリューション事業のバックオフィス業務とマーケティング支援事業のアウトソーシング業務の取引先であります。取引条件については同業他社と比較検討した結果、当社に不利な取引ではない一般的な条件で決定しております。また、片町吉男氏は、「役員一覧」に記載のとおり当社株式60,000株を保有し、当社新株予約権140個(新株予約権の目的となる株式数2,800株)を保有しております。これら以外に同氏及び同氏の兼職先と当社との間に特別な利害関係はなく、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

社外監査役の清水行雄氏は、情報通信業界における長年の経験があり、会社の取締役等の要職を歴任し、企業経営の経験を有していることから、当社の社外監査役に選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。

社外監査役の松本高一氏は、証券業界における豊富な経験と知見を有しており、複数の企業の社外監査役を歴任していることから、当社の社外監査役に専任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係

係又は取引関係その他特別の利害関係はありません。

b. 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は独立した立場から、取締役会の牽制及び監視を行っております。

社外取締役の板倉正弘氏は、当事業年度開催のすべての取締役会に出席し、主に営業・財務・人事労務など幅広い観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

社外取締役の片町吉男氏は、当事業年度開催のすべての取締役会に出席し、主に業務管理・マーケティングについて、経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

社外監査役の清水行雄氏は、就任後開催のすべての取締役会に出席し、複数社の経営に携わった経験・見識に基づく経営の監督、チェック機能として必要な発言を適宜行っております。

社外監査役の松本高一氏は、就任後開催のすべての取締役会に出席し、複数の企業の社外監査役としての経験・見識に基づく経営の監督、チェック機能として必要な発言を適宜行っております。

c. 社外取締役と社外監査役の選任基準と独立性に関する考え方

社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、企業経営等における豊富な経験と高い識見等、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できることを重視しております。また、当社が上場する東京証券取引所の定める独立役員資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立取締役に指定することにしております。

社外監査役の選任にあたっては、企業経営等に高い見識をもち、あるいは、監査機能発揮に必要な専門分野における高い識見を有し、監査体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの向上が期待できることを重視しております。

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性の基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員資格に関する判断基準を参考に、過去及び現在において、資本取引以外の取引がない役員を独立役員に選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会及び取締役等との面談を通じ、当社の経営及び業務執行の状況等を把握するとともに独立した立場で適宜必要な意見を述べることによって監督・監査機能の向上に努めております。

また、社外監査役は監査役会への出席や内部監査担当、会計監査人及び各内部統制部門と必要に応じてミーティングを実施するなど、情報共有や連携を図りながら監査業務にあっております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は2020年11月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社へ移行しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役(社外監査役)2名で構成され、原則、毎月1回監査役会を開催しております。

年度監査計画は業務監査、会計監査、及び定時株主総会前監査に区分されます。監査計画の作成に当たっては、会計監査人より会計監査計画書を受領し、その説明を聴取するとともに、監査の方法、時期および留意点につき、会計監査人との意見の調整を行う等、監査の効率化を図っております。監査の実施方法は、その目的、質、量および重要度等に応じ、重要会議への出席、稟議書等業務執行に関する重要書類の閲覧、取締役および使用人からの報告聴取、往査、会計帳簿その他帳票、諸資料の閲覧、会計監査人からの報告聴取等により適宜行っております。監査役は、監査の概要および結果をとりまとめた監査調書をもとに、監査役所見を付した任意監査報告書を作成し、取締役会に報告しております。監査役は、監査役所見の取りまとめに当たっては、監査役間において十分な意見交換ならびに調整を行い、会社業務において適法性を欠く事実または適法性を欠くおそれがある事実を認めるときは、その改善を行うよう取締役に助言、勧告するほか必要に応じ取締役会に報告しております。

監査役会設置会社移行前である最近事業年度における、監査役協議会の開催状況及び個々の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
----	------	------

神崎 進	10回	10回
清水 行雄	10回	10回

監査役会設置会社移行前の第22期事業年度における、監査役協議会の開催状況及び個々の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
神崎 進	3回	3回
清水 行雄	3回	3回

監査役会設置会社移行後の第22期事業年度における、監査役会の開催状況及び個々の出席状況については次のとおりであります。

（2021年6月30日現在）

氏名	開催回数	出席回数
神崎 進	9回	9回
清水 行雄	9回	9回
松本 高一	9回	9回

監査役会における主な検討事項として事業年度監査役監査計画に沿って実施された監査において、その網羅性、正確性についての検討、取締役会等での各取締役の職務執行状況及びコンプライアンス遵守状況について検討しております。

また、常勤監査役の活動として重要な会議への出席、内部監査担当との連携、会計監査人との情報交換、業務執行取締役との個別面談等を実施している他、必要に応じて業務執行部門から報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集した上で、他の社外監査役への報告を適時実施することにより、監査役会としての監査機能の充実を図っております。

内部監査の状況

当社は代表取締役社長直属の内部監査担当者1名を置いております。

内部監査は、当社の業務全般を対象とし、業務監査と会計監査に区分し、年度計画に基づいて定期的に継続して実施しております。定期監査にあたり、内部監査担当者は監査役と意見調整のうえ、あらかじめ「内部監査計画書」を作成し、代表取締役社長の承認を得ます。監査は、原則として実地監査としており、必要に応じて書面監査を実施いたします。監査の実施にあたってはあらかじめ被監査部門に「内部監査実施通知書」にて通知し、内部監査実施後、被監査部門長に対し監査結果を説明し、意見を聴取しております。内部監査担当者は、「内部監査報告書」を作成して代表取締役社長へ提出し、当該報告書の写しを被監査部門へ回付いたします。代表取締役社長は「内部監査報告書」の内容に基づき、重要と認められた事項を「業務改善指示書」として内部監査担当者を通じて被監査部門へ伝達します。「改善指示書」を伝達された被監査部門は、監査結果の改善状況等を「業務改善結果報告書」にて代表取締役社長、内部監査担当者に報告しており、内部監査担当者は後日改善確認を行っております。

内部監査担当者は、監査役及び監査法人と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施できるよう、協議又は意見・情報の交換を行っております。内部監査担当者は、監査役及び監査法人に対し、監査計画と監査結果について定期的に報告を行い、必要に応じて監査役及び監査法人が行う調査に協力しております。

会計監査の状況

当社は、金融商品取引法に準ずる会計監査について千葉第一監査法人と契約しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。

a. 監査法人の名称

千葉第一監査法人

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 本橋 雄一

公認会計士 大川 健哉

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は公認会計士5名、その他は該当ありません。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人による適正な監査を担保するため、高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保し、監査法人に対して取締役等へのアクセスの機会を提供するとともに、監査法人と監査役、内部監査担当者との十分な連携を可能とする等、適切な監査環境の提供に努めております。また、当社は、監査法人が不備・問題点を指摘した場合や不正を発見した場合には、その内容に応じて適切に対応することとしております。

監査役は、監査法人が独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる相応の規模を持つこと、監査体制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画ならびに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、前期の監査実績等を踏まえた上で、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために監査法人を総合的に評価し、選定について判断しております。

f. 監査役による監査法人の評価

監査役は、経営統括部に監査法人の監査業務について確認するほか、監査法人から直接監査業務について報告を受けております。監査役は、監査法人の監査品質を確認し、監査業務の適切性及び妥当性を評価するとともに、監査法人の独立性、法令等の遵守状況についても問題がないことを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
7,500		8,000	

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(aを除く)

該当事項ありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d．監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上、監査役の同意を得て、監査報酬を決定しております。

e．監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した監査法人に対する報酬等に対して、当社の監査役が会社法第399条第1項の同意をした理由は、当社の事業規模や特性に照らして監査計画における監査時間、配員計画等が妥当であり、それらに基づく監査報酬が相当であると判断したためです。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬限度額は2007年5月28日開催の定時株主総会において年額84,000千円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）、また監査役の報酬限度額は年額36,000千円以内とそれぞれ決議されております。

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役の業績向上意欲等を保持し、且つ、同業他社の水準、当社の経営内容及び当社の従業員給与とのバランスを勘案した水準とすることを役員規程により定め、取締役会決議を経て決定しております。当事業年度における当社の役員の報酬額は、2020年11月25日開催の取締役会にて前事業年度の経営成績を考慮し決定しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各監査役の常勤、非常勤の別や業務分担等を基に、監査役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	41,812	41,812			3
監査役 (社外監査役を除く。)	4,272	4,272			1
社外役員	4,075	4,075			3

役員ごとの報酬等の総額等

役員報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2018年9月1日から2019年8月31日まで)及び当事業年度(2019年9月1日から2020年8月31日まで)の財務諸表について、千葉第一監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2021年3月1日から2021年5月31日まで)及び第3四半期累計期間(2020年9月1日から2021年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、千葉第一監査法人による四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

前事業年度(2018年9月1日から2019年8月31日まで)においては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金規準による割合を示すと次のとおりであります。

資産基準	0.1%
売上高基準	0.4%
利益基準	47.6%
利益剰余金基準	11.7%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。また、利益基準及び利益剰余金基準による割合は一時的な要因により高くなっており、重要性はないものと認識しております。

当事業年度(2019年9月1日から2020年8月31日まで)及び第3四半期累計期間(2020年9月1日から2021年5月31日まで)においては、当社は2019年9月1日付で、子会社であった株式会社まいづれ加古川を吸収合併したことにより、子会社が存在しなくなったため、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへ参加することにより、社内における専門知識を有する人材育成に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,204	166,608
受取手形	10,041	6,827
売掛金	1 193,041	146,445
仕掛品	8	47
原材料及び貯蔵品	2,821	1,443
前払費用	5,858	12,419
短期貸付金	1 8,241	
未収入金	944	2,451
立替金	14,647	20,818
その他		80
貸倒引当金	1 27,861	7,671
流動資産合計	233,947	349,472

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
固定資産		
有形固定資産		
建物	22,804	23,306
減価償却累計額	1,887	3,665
建物(純額)	20,917	19,640
車両運搬具		162
減価償却累計額		161
車両運搬具(純額)		0
工具、器具及び備品	7,755	6,238
減価償却累計額	3,557	2,813
工具、器具及び備品(純額)	4,197	3,425
リース資産	8,727	16,627
減価償却累計額	2,831	5,173
リース資産(純額)	5,895	11,453
有形固定資産合計	31,010	34,519
無形固定資産		
商標権	60	46
ソフトウェア	22,512	16,608
ソフトウェア仮勘定		5,741
その他	200	200
無形固定資産合計	22,773	22,597
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	0	
出資金		10
破産更生債権等		422
長期前払費用	1,905	2,525
繰延税金資産	15,194	19,736
長期未収入金	23,038	24,378
敷金	5,971	7,193
差入保証金	1,939	1,548
その他		10
貸倒引当金	17,892	18,274
投資その他の資産合計	30,156	37,550
固定資産合計	83,940	94,668
資産合計	317,888	444,140

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 65,365	47,536
短期借入金	2 50,000	2 50,000
1年内返済予定の長期借入金	14,862	19,073
リース債務	2,320	3,685
未払金	54,433	55,495
未払費用	2,774	2,116
未払法人税等	9,252	7,276
未払消費税等	10,839	25,644
預り金	49,118	59,771
前受収益	3,012	2,931
賞与引当金	17,543	12,799
その他	72	35
流動負債合計	279,594	286,365
固定負債		
長期借入金	53,134	129,590
リース債務	6,843	11,130
資産除去債務	7,876	7,882
その他	756	
固定負債合計	68,610	148,603
負債合計	348,204	434,968
純資産の部		
株主資本		
資本金	134,500	134,500
資本剰余金		
資本準備金	49,000	49,000
資本剰余金合計	49,000	49,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	200	200
繰越利益剰余金	214,015	174,528
利益剰余金合計	213,815	174,328
株主資本合計	30,315	9,171
純資産合計	30,315	9,171
負債純資産合計	317,888	444,140

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2021年5月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	401,762
受取手形及び売掛金	128,283
商品及び製品	63
仕掛品	6,505
原材料及び貯蔵品	768
その他	25,274
貸倒引当金	5,393
流動資産合計	557,265
固定資産	
有形固定資産	31,350
無形固定資産	20,538
投資その他の資産	
投資その他の資産	61,707
貸倒引当金	18,258
投資その他の資産合計	43,449
固定資産合計	95,338
資産合計	652,603
負債の部	
流動負債	
買掛金	63,070
短期借入金	50,000
1年内返済予定の長期借入金	28,776
未払金	56,312
未払法人税等	20,220
預り金	112,571
賞与引当金	31,705
その他	59,192
流動負債合計	421,847
固定負債	
長期借入金	108,008
資産除去債務	7,887
その他	8,541
固定負債合計	124,436
負債合計	546,284
純資産の部	
株主資本	
資本金	134,500
資本剰余金	49,000
利益剰余金	77,180
株主資本合計	106,319
純資産合計	106,319
負債純資産合計	652,603

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
売上高	1,074,683	1,134,818
売上原価	462,466	447,205
売上総利益	612,216	687,613
販売費及び一般管理費		
役員報酬	42,610	50,159
給料及び手当	223,241	259,181
賞与	8,079	25,992
賞与引当金繰入額	17,543	12,036
法定福利費	46,107	51,171
広告宣伝費	30,310	33,868
貸倒引当金繰入額	30,169	604
旅費及び交通費	41,074	30,599
支払手数料	9,277	8,519
地代家賃	22,776	29,944
支払報酬	34,447	29,089
上場関連費用	11,640	17,589
減価償却費	12,349	12,597
その他	80,941	83,357
販売費及び一般管理費合計	610,571	643,502
営業利益	1,645	44,111

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月31日)	当事業年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月31日)
営業外収益		
受取利息	0	1
ポイント失効益	333	118
受取保険金	850	
還付金収入	211	
祝金受取額		200
償却債権取立益		174
助成金収入		410
その他	215	7
営業外収益合計	1,611	911
営業外費用		
支払利息	1,466	2,274
支払保証料	319	442
リース解約損	479	
その他	28	0
営業外費用合計	2,293	2,717
経常利益	962	42,305
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	1 13,076	
特別利益合計	13,076	
特別損失		
抱合せ株式消滅差損		2 0
固定資産除却損	3 4,906	3 0
特別損失合計	4,906	0
税引前当期純利益	9,132	42,305
法人税、住民税及び事業税	6,614	7,359
法人税等調整額	14,619	4,542
法人税等合計	8,004	2,817
当期純利益	17,137	39,487

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)		当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		2,223	0.5	2,747	0.6
労務費		33,644	7.3	34,812	7.8
経費		426,606	92.2	409,684	91.6
当期総製造費用		462,475	100.0	447,244	100.0
仕掛品期首たな卸高				8	
合計		462,475		447,253	
仕掛品期末たな卸高		8		47	
売上原価合計		462,466		447,205	

主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	323,658	325,119

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位:千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)
売上高	1,049,918
売上原価	388,535
売上総利益	661,382
販売費及び一般管理費	547,844
営業利益	113,537
営業外収益	
受取利息	1
ポイント失効益	158
利子補給金	249
その他	25
営業外収益合計	434
営業外費用	
支払利息	2,036
その他	389
営業外費用合計	2,426
経常利益	111,545
特別損失	
固定資産除却損	0
特別損失合計	0
税引前四半期純利益	111,545
法人税、住民税及び事業税	21,745
法人税等調整額	7,347
法人税等合計	14,397
四半期純利益	97,147

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(単位:千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	134,500	49,000	49,000	200	231,153	230,953	47,453	47,453
当期変動額								
当期純利益					17,137	17,137	17,137	17,137
当期変動額合計					17,137	17,137	17,137	17,137
当期末残高	134,500	49,000	49,000	200	214,015	213,815	30,315	30,315

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位:千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	134,500	49,000	49,000	200	214,015	213,815	30,315	30,315
当期変動額								
当期純利益					39,487	39,487	39,487	39,487
当期変動額合計					39,487	39,487	39,487	39,487
当期末残高	134,500	49,000	49,000	200	174,528	174,328	9,171	9,171

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	9,132	42,305
減価償却費	12,543	13,869
貸倒引当金の増減額(は減少)	21,350	3,406
賞与引当金の増減額(は減少)	8,016	4,744
受取利息及び受取配当金	0	1
支払利息	1,466	2,274
固定資産除却損	4,906	0
抱合せ株式消滅差損益(は益)	13,076	0
売上債権の増減額(は増加)	75,681	36,762
たな卸資産の増減額(は増加)	1,392	388
仕入債務の増減額(は減少)	14,533	16,809
未払消費税等の増減額(は減少)	1,666	15,682
その他	16,268	2,272
小計	3,598	84,049
利息及び配当金の受取額	0	1
利息の支払額	1,563	2,290
法人税等の支払額	3,804	9,378
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,966	72,382
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	16,877	395
無形固定資産の取得による支出	4,160	7,791
敷金の差入による支出	4,225	1,490
敷金の回収による収入		20
その他		10
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,262	9,667
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	19,000	105,000
長期借入金の返済による支出	11,854	24,333
ファイナンス・リース債務の返済による支出	2,263	3,125
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,882	77,541
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	29,346	140,256
現金及び現金同等物の期首残高	34,007	26,204
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2 21,543	2 147
現金及び現金同等物の期末残高	1 26,204	1 166,608

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	6年～15年
工具、器具及び備品	3年～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 6年～15年

工具、器具及び備品 3年～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額につきましては、現時点で評価中であり
ます。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1. 「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額につきましては、現時点で評価中であり
ます。

2. 「時価の算定に関する会計基準」等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額につきましては、現時点で評価中であります。

3. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年8月期の年度末から適用します。

4. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年8月期の年度末から適用します。

(追加情報)

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、当事業年度財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルスの感染拡大による事業への影響については、オンライン商談体制等の構築や感染症情報、テイクアウト情報をはじめとした地域情報の発信ニーズの高まりから、現在において当社業績に与える影響は限定的であると想定し、繰延税金資産の回収可能性の判断等を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、不確実性が高く、上述した仮定に状況変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
売掛金	9,204千円	- 千円
短期貸付金	8,241 "	- "
貸倒引当金	16,402 "	- "
買掛金	1,019 "	- "

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
当座貸越極度額	50,000千円	50,000千円
借入実行残高	50,000 "	50,000 "
差引額	- 千円	- 千円

(損益計算書関係)

1 抱合せ株式消滅差益

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

当社の子会社であった株式会社宣美を吸収合併したことに伴い計上したものであります。

2 抱合せ株式消滅差損

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

当社の子会社であった株式会社まいづれ加古川を吸収合併したことに伴い計上したものであります。

3 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
建物	257千円	- 千円
工具、器具及び備品	-	0
リース資産	2,292 "	- "
ソフトウェア	1,939 "	- "
長期前払費用	416 "	- "
計	4,906千円	0千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	35,150			35,150

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2018年第5回Aストック・オプションとしての新株予約権						
2018年第6回ストック・オプションとしての新株予約権						
2019年第5回Bストック・オプションとしての新株予約権						
合計						

(注) スtock・オプションとして付与されている新株予約権であるため、目的となる株式の種類及び目的となる株式の数の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	35,150	-	-	35,150

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2018年第5回Aストック・オプションとしての新株予約権						
2018年第6回ストック・オプションとしての新株予約権						
2019年第5回Bストック・オプションとしての新株予約権						
合計						

(注) スtock・オプションとして付与されている新株予約権であるため、目的となる株式の種類及び目的となる株式の数の記載を省略しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月31日)	当事業年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月31日)
現金及び預金	26,204千円	166,608千円
現金及び現金同等物	26,204 "	166,608 "

- 2 合併した会社より承継した資産及び負債の主な内訳

前事業年度(自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月31日)

当事業年度に合併した株式会社宣美より承継した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

流動資産	61,203千円
固定資産	1,937 "
資産合計	63,140 "
流動負債	40,822 "
固定負債	884 "
負債合計	41,707 "

なお、流動資産には現金及び現金同等物が21,543千円含まれており、キャッシュ・フロー計算書において「合併による現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

当事業年度(自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月31日)

当事業年度に合併した株式会社まいづれ加古川より承継した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

流動資産	1,383千円
固定資産	65 "
資産合計	1,449 "
流動負債	17,851 "
負債合計	17,851 "

なお、流動資産には現金及び現金同等物が147千円含まれており、キャッシュ・フロー計算書において「合併による現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。

- 3 ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月31日)	当事業年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	4,981千円	7,900千円

- 4 重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月31日)	当事業年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月31日)
重要な資産除去債務の計上額	7,875千円	- 千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産 主にオフィス用複合機(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

- ・有形固定資産 主に封入封緘機及びオフィス用複合機(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関からの借入及びリース取引により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形、売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクにさらされておりますが、概ね3ヶ月以内に回収期日が到来するものであります。また、長期未収入金については、債務弁済契約に基づく回収が長期にわたることから、取引先の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、ほとんどが3ヶ月以内に支払期日が到来するものであります。

短期借入金の用途は運転資金、長期借入金の用途は主に設備投資資金であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

受取手形、売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に沿って主な取引先の信用状態を把握する体制をとっております。

長期未収入金に係る信用リスクは、経営統括部が契約に基づく入金期日及び残高を管理し、入金遅延があった場合には取引相手に連絡等することにより回収のリスクを軽減しております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る金利変動について、経営統括部で市場金利の動向を確認しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営統括部で年度及び月次資金計画表を作成し、必要資金を計画的に調達するなどの方法により、資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がないため、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）を参照ください。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	26,204	26,204	
(2) 受取手形	10,041	10,041	
(3) 売掛金	193,041		
貸倒引当金 1	13,078		
	179,963	179,963	
(4) 短期貸付金	8,241		
貸倒引当金 1	8,241		
(5) 未収入金	944	944	
(6) 長期未収入金	23,038		
貸倒引当金 1	17,892		
	5,146	5,146	
資産計	222,300	222,300	
(1) 買掛金	65,365	65,365	
(2) 短期借入金	50,000	50,000	
(3) 未払金	54,433	54,433	
(4) 未払法人税等	9,252	9,252	
(5) 未払消費税等	10,839	10,839	
(6) 預り金	49,118	49,118	
(7) 長期借入金 2	67,996	67,122	873
(8) リース債務 2	9,164	9,186	22
負債計	316,168	315,318	850

1 各勘定科目に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

2 長期借入金、リース債務には1年内の期限到来分を含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、並びに(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 短期貸付金、並びに(6) 長期未収入金

短期貸付金並びに長期未収入金については、回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は帳簿価額から貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、並びに(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金、並びに(8) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2019年8月31日
投資有価証券	0
関係会社株式	0
敷金	5,971
差入保証金	1,939

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	26,204			
受取手形	10,041			
売掛金	193,041			
短期貸付金	8,241			
未収入金	944			
長期未収入金		5,900	11,920	5,218
合計	238,473	5,900	11,920	5,218

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000					
長期借入金	14,862	14,268	14,268	10,068	9,712	4,818
リース債務	2,320	2,069	1,685	1,613	1,475	
合計	67,182	16,337	15,953	11,681	11,187	4,818

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関からの借入及びリース取引により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形、売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクにさらされておりますが、概ね3ヶ月以内に回収期日が到来するものであります。また、長期未収入金については、債務弁済契約に基づく回収が長期にわたることから、取引先の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、ほとんどが3ヶ月以内に支払期日が到来するものであります。

短期借入金の用途は運転資金、長期借入金の用途は主に設備投資資金であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

受取手形、売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に沿って主な取引先の信用状態を把握する体制をとっております。

長期未収入金に係る信用リスクは、経営統括部が契約に基づく入金期日及び残高を管理し、入金遅延があった場合には取引相手に連絡等することにより回収のリスクを軽減しております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る金利変動について、経営統括部で市場金利の動向を確認しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営統括部で年度及び月次資金計画表を作成し、必要資金を計画的に調達するなどの方法により、資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がないため、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	166,608	166,608	
(2) 受取手形	6,827	6,827	
(3) 売掛金	146,445		
貸倒引当金 1	1,876		
	144,568	144,568	
(4) 未収入金	2,451	2,451	
(5) 破産更生債権等	422		
貸倒引当金 1	422		
(6) 長期未収入金	24,378		
貸倒引当金 1	17,852		
	6,526	6,526	
資産計	326,982	326,982	
(1) 買掛金	47,536	47,536	
(2) 短期借入金	50,000	50,000	
(3) 未払金	55,495	55,495	
(4) 未払法人税等	7,276	7,276	
(5) 未払消費税等	25,644	25,644	
(6) 預り金	59,771	59,771	
(7) 長期借入金 2	148,663	147,103	1,559
(8) リース債務 2	14,815	14,799	15
負債計	409,202	407,627	1,575

1 各勘定科目に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

2 長期借入金、リース債務には1年内の期限到来分を含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、並びに(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 破産更生債権等、並びに(6) 長期未収入金

破産更生債権等並びに長期未収入金については、回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は帳簿価額から貸倒見積額を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、並びに(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金、並びに(8) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2020年8月31日
投資有価証券	0
出資金	10
敷金	7,193
差入保証金	1,548

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	166,608			
受取手形	6,827			
売掛金	146,445			
未収入金	2,451			
長期未収入金		9,150	12,780	2,447
合計	322,333	9,150	12,780	2,447

破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注4) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000					
長期借入金	19,073	28,776	28,776	28,420	22,054	21,564
リース債務	3,685	3,441	3,421	3,312	954	
合計	72,758	32,217	32,197	31,732	23,008	21,564

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2019年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2021年5月8日に1株を20株とする株式分割を行っておりますが、以下は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第5回A	第6回	第5回B
決議年月日	2018年8月16日 (注)1	2018年8月16日 (注)2	2018年8月16日 (注)1
付与対象者の区分及び人数(人)	当社取締役 3 当社従業員 62	当社監査役 1	当社取締役 1 当社従業員 15
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 60,380	普通株式 600	普通株式 1,900
付与日	2018年8月31日	2018年8月31日	2019年7月17日
権利確定条件	(注)3	(注)3	(注)3
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年9月1日～2028年8月16日	2020年9月1日～2028年8月16日	2021年7月18日～2028年8月16日

(注) 1. 本新株予約権は、2018年8月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を3,580個(新株予約権の目的となる株式の数は本新株予約権1個につき普通株式1株)として付与することを決議し、取締役会で募集事項を決定しております。

(注) 2. 本新株予約権は、2018年8月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を30個(新株予約権の目的となる株式の数は本新株予約権1個につき普通株式1株)として付与することを決議し、取締役会で募集事項を決定しております。

(注) 3. 新株予約権の権利の行使の条件は、以下のとおりであります。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に50%、1年を経過した場合に更に50%の株式数を行使できるものとする。

新株予約権者が、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役および監査役が任期満了により退任した場合、もしくは従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。

新株予約権者が、新株予約権の行使期間到来後に死亡したことにより当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を失った場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り、その相続人において新株予約権を行使することができる(権利行使期間中に限る)。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第5回A	第6回	第5回B
決議年月日	2018年8月16日	2018年8月16日	2018年8月16日
権利確定前(株)			
前事業年度末	60,380	600	
付与			1,900
失効	700		100
権利確定			
未確定残	59,680	600	1,800
権利確定後(株)			
前事業年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

単価情報

	第5回A	第6回	第5回B
決議年月日	2018年8月16日	2018年8月16日	2018年8月16日
権利行使価格(円)	650	650	650
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開会社であり、付与日時点におけるストック・オプションの公正な評価単価を合理的に見積もることができないため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

なお、当該本源的価値を算定する基礎となる株式評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を用いております。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	20,399千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日 における本源的価値の合計額	千円

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度（2020年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、2021年5月8日に1株を20株とする株式分割を行っておりますが、以下は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第5回A	第6回	第5回B
決議年月日	2018年8月16日 (注) 1	2018年8月16日 (注) 2	2018年8月16日 (注) 1
付与対象者の区分及び人数(人)	当社取締役 3 当社従業員 62	当社監査役 1	当社取締役 1 当社従業員 15
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 60,380	普通株式 600	普通株式 1,900
付与日	2018年8月31日	2018年8月31日	2019年7月17日
権利確定条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年9月1日～2028年8月16日	2020年9月1日～2028年8月16日	2021年7月18日～2028年8月16日

(注) 1. 本新株予約権は、2018年8月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を3,580個(新株予約権の目的となる株式の数は本新株予約権1個につき普通株式1株)として付与することを決議し、取締役会で募集事項を決定しております。

(注) 2. 本新株予約権は、2018年8月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を30個(新株予約権の目的となる株式の数は本新株予約権1個につき普通株式1株)として付与することを決議し、取締役会で募集事項を決定しております。

(注) 3. 新株予約権の権利の行使の条件は、以下のとおりであります。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に50%、1年を経過した場合に更に50%の株式数を行使できるものとする。

新株予約権者が、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役および監査役が任期満了により退任した場合、もしくは従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。

新株予約権者が、新株予約権の行使期間到来後に死亡したことにより当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を失った場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り、その相続人において新株予約権を行使することができる(権利行使期間中に限る)。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2020年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回A	第6回	第5回B
決議年月日	2018年8月16日	2018年8月16日	2018年8月16日
権利確定前(株)			
前事業年度末	59,680	600	1,800
付与			
失効	500		200
権利確定			
未確定残	59,180	600	1,600
権利確定後(株)			
前事業年度末			
権利確定			
権利行使			
失効			
未行使残			

単価情報

	第5回A	第6回	第5回B
決議年月日	2018年8月16日	2018年8月16日	2018年8月16日
権利行使価格(円)	650	650	650
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)			

3．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開会社であり、付与日時点におけるストック・オプションの公正な評価単価を合理的に見積もることができないため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

なお、当該本源的価値を算定する基礎となる株式評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を用いております。

4．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	20,638千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日 における本源的価値の合計額	千円

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	5,343千円
貸倒引当金	13,936 "
資産除去債務	2,399 "
税務上の繰越欠損金(注)	35,370 "
未払事業税	1,169 "
その他	3,544 "
繰延税金資産小計	61,764千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	25,141 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	19,069 "
評価性引当額小計	44,211千円
繰延税金資産合計	17,552千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2,358千円
繰延税金負債合計	2,358千円
繰延税金資産純額	15,194千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)			9,180			26,190	35,370千円
評価性引当額						25,141	25,141 "
繰延税金資産			9,180			1,048	(b) 10,229 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金35,370千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産10,229千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	10.8%
住民税均等割	16.2%
評価性引当額の増減	103.0%
抱合せ株式消滅差益	43.6%
その他	1.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	87.7%

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	3,898千円
貸倒引当金	7,903 "
資産除去債務	2,401 "
税務上の繰越欠損金（注2）	36,705 "
未払事業税	1,076 "
その他	1,882 "
繰延税金資産小計	53,868千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	20,463 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	11,470 "
評価性引当額小計（注1）	31,934千円
繰延税金資産合計	21,934千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	2,197千円
繰延税金負債合計	2,197千円
繰延税金資産純額	19,736千円

(注1) 評価性引当額が12,277千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少と貸倒引当金の減少に伴う評価性引当額の減少によるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)		3,766				32,939	36,705千円
評価性引当額						20,463	20,463 "
繰延税金資産		3,766				12,475	(b) 16,242 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金36,705千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産16,242千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
住民税均等割	4.0%
評価性引当額の増減	40.7%
子会社合併に伴う影響額	11.8%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.7%

(企業結合等関係)

前事業年度(2019年8月31日)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

結合当事企業及び当該事業の内容

結合企業：当社

被結合企業：株式会社宣美(当社の子会社)

事業の内容：広告・販売促進支援事業を実施し、大手小売チェーンなどナショナルクライアントの販促等を受託しております。

企業結合日

2018年9月1日

企業結合の法的形式

株式会社宣美(当社の子会社)を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併

結合後企業の名称

株式会社フューチャーリンクネットワーク

その他取引の概要に関する事項

株式会社宣美が持つ広告・販売促進支援事業を当社の大小さまざまな顧客に対して提供することで顧客満足度を高める事業のシナジーを発揮させるとともに、間接業務の効率化と経営体制の強化をすることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当事業年度(2020年8月31日)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

結合当事企業及び当該事業の内容

結合企業：当社

被結合企業：株式会社まいぶれ加古川

事業の内容：まいぶれ加古川の運営を基盤に、加古川市との協働事業である「かこがわウェルビーポイント」事業の運営を受託しております。

企業結合日

2019年9月1日

企業結合の法的形式

株式会社まいぶれ加古川(当社の子会社)を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併

結合後企業の名称

株式会社フューチャーリンクネットワーク

その他取引の概要に関する事項

加古川市周辺地域は、兼ねてより「かこがわウェルビーポイント」や加古川スマートシティプロジェクトの取り組みで事業としての関わりが深い地域でした。今回の合併により、株式会社まいぶれ加古川の持つ地域の足回りを更に強化し、取引先各社および地域社会に対しより一層の価値提供をすることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.1%を使用して資産除去債務を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,875 "
時の経過による調整額	1 "
期末残高	7,876千円

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.1%を使用して資産除去債務を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	7,876千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	"
時の経過による調整額	6 "
期末残高	7,882千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営会議及び取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

取り扱う商品・サービスの分類に合わせ、財務情報を3事業に分離し、「地域情報流通事業」、「公共ソリューション事業」及び「マーケティング支援事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「地域情報流通事業」は、地域情報プラットフォーム「まいづれ」に情報の発信を委ねてもらった対価をいただき、運営していく事業を行っております。

「公共ソリューション事業」は、国や地方自治体、公共へのサービス提供を行うナショナルクライアントに対し、公共の抱える課題へのソリューションを提供し対価をいただく事業を行っております。

「マーケティング支援事業」は、クライアントの課題に応じてご提案するマーケティング施策の内容に応じた対価をいただき運営していく事業を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	財務諸表計上 額(注)2
	地域情報流通 事業	公共ソリュー ション事業	マーケティ ング支援事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	369,559	382,917	322,206	1,074,683		1,074,683
セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	369,559	382,917	322,206	1,074,683		1,074,683
セグメント利益	97,052	77,089	38,884	213,026	211,381	1,645
セグメント資産	73,193	92,715	49,667	215,576	102,312	317,888
その他の項目						
減価償却費		214	404	618	11,924	12,543
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額		4,166	1,236	5,402	29,928	35,331

(注) 1. セグメント利益の調整額 211,381千円は、各報告セグメントへ配分していない全社費用であり、主な内訳は全社共通人件費、システム運用経費、本社地代家賃等であります。セグメント資産の調整額102,312千円は、各報告セグメントへ配分していない全社資産であり、主な内訳は現金及び預金、本社建物、ソフトウェアであります。有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額29,928千円は、本社オフィス増床に係る投資額であります。

2. セグメント利益の財務上計上額は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営会議及び取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

取り扱う商品・サービスの分類に合わせ、財務情報を3事業に分離し、「地域情報流通事業」、「公共ソリューション事業」及び「マーケティング支援事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「地域情報流通事業」は、地域情報プラットフォーム「まいづれ」に情報の発信を委ねてもらった対価をいただき、運営していく事業を行っております。

「公共ソリューション事業」は、国や地方自治体、公共へのサービス提供を行うナショナルクライアントに対し、公共の抱える課題へのソリューションを提供し対価をいただく事業を行っております。

「マーケティング支援事業」は、クライアントの課題に応じてご提案するマーケティング施策の内容に応じた対価をいただき運営していく事業を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	財務諸表計上 額(注) 2
	地域情報流通 事業	公共ソリュー ション事業	マーケティ ング支援事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	393,393	468,402	273,023	1,134,818	-	1,134,818
セグメント間の内部 売上高又は振替高	20	-	659	679	679	-
計	393,413	468,402	273,682	1,135,498	679	1,134,818
セグメント利益	121,281	126,909	39,257	287,447	243,336	44,111
セグメント資産	100,038	79,907	34,931	214,877	229,262	444,140
その他の項目						
減価償却費	33	2,527	390	2,950	10,919	13,869
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	500	14,616	-	15,116	2,051	17,168

(注) 1. セグメント利益の調整額 243,336千円は、各報告セグメントへ配分していない全社費用であり、主な内訳は全社共通人件費、システム運用経費、本社地代家賃等であります。セグメント資産の調整額229,262千円は、各報告セグメントへ配分していない全社資産であり、主な内訳は現金及び預金、本社建物、ソフトウェアであります。有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,051千円の内訳は、各報告セグメントに関連するまいづれアプリ追加開発に係る投資であります。

2. セグメント利益の財務上計上額は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社マツモトキヨシホールディングス	109,325	マーケティング支援事業

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書上の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)まいぶれ加古川	兵庫県 加古川市	6,000	まいぶれポイント事業	直接100.0	役員の兼任 当社サービスの販売ポイント事務局業務の委託	まいぶれポイントシステム利用料の受取	2,242	売掛金	9,204
							加古川ポイント事務局業務委託料の支払	1,050	買掛金	1,019
							事務所運営経費等立替	8,241	短期貸付金	8,241

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 当社サービスの販売及びポイント事務局業務の委託は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)2	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	石井丈晴			当社代表取締役	(被所有) 直接14.15 間接42.67	債務被保証	当社金融機関借入に係る債務被保証	117,997		
							当社リース取引にかかる債務保証	17,627		
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)サンクネット (注)3	東京都 江東区	50,500	業務アウトソーシング		サービス業務の委託	ふるさと納税事務局のバックオフィス業務委託料の支払	46,347	買掛金	7,651
							販促キャンペーンデータ作成料の支払	5,385		
							まいぶれサービスのバックオフィス業務委託料の支払	6,047		

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 当社は、代表取締役石井丈晴から当社借入に対して債務保証を受けております。なお、借入に対する債務被保証の取引金額は、前事業年度末の借入金残高を記載しております。また、石井丈晴に対する債務保証料の支払いは行ってございません。
- 当社は、代表取締役石井丈晴からリース取引に対して債務保証を受けております。なお、リース取引に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末の未経過リース料残高を記載しております。また、石井丈晴に対する債務保証料の支払いは行ってございません。
- 株式会社サンクネットとの取引につきましては、独立第三者間取引と同様の一般的な条件で行っております。

3. 当社役員片町吉男及びその近親者が議決権の76.24%を直接保有しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容 (注)2	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 個人主要 株主	石井文晴			当社代表 取締役	(被所有) 直接14.15 間接42.67	債務被保証	当社金融機 関借入に係 る債務被保 証	168,663		
							当社リース 取引にかか る債務保証	20,161		
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	(株)サンクネッ ト (注)3	東京都 江東区	50,500	業務アウ トソーシ ング		サービス業 務の委託	ふるさと納 税事務局の バックオ フィス業 務委託料 の支払	41,067	買掛金	3,294
							販促キャン ペーンデ ータ作成 料の支払	2,940		
							まいぶれ サービスの バックオ フィス業 務委託料 の支払	3,104		

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・ 当社は、代表取締役石井文晴から当社借入に対して債務保証を受けております。なお、借入に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末の借入金残高を記載しております。また、石井文晴に対する債務保証料の支払いは行っておりません。
- ・ 当社は、代表取締役石井文晴からリース取引に対して債務保証を受けております。なお、リース取引に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末の未経過リース料残高を記載しております。また、石井文晴に対する債務保証料の支払いは行っておりません。
- ・ 株式会社サンクネットとの取引につきましては、独立第三者間取引と同様の一般的な条件で行っております。

3. 当社役員片町吉男及びその近親者が議決権の76.24%を直接保有しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
1株当たり純資産額	43.12円	13.05円
1株当たり当期純利益	24.38円	56.17円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 2021年4月15日開催の取締役会決議により、2021年5月8日付で株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります

項目	前事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	17,137	39,487
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	17,137	39,487
普通株式の期中平均株式数(株)	703,000	703,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2018年8月16日 臨時株主総会決議の新株予約権普通株式 62,080株	2018年8月16日 臨時株主総会決議の新株予約権普通株式 61,380株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2019年8月31日)	当事業年度 (2020年8月31日)
純資産の部の合計額(千円)	30,315	9,171
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)		-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	30,315	9,171
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	703,000	703,000

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2021年4月15日開催の取締役会決議に基づき、2021年5月8日付をもって株式分割を行っております。また、2021年5月7日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付をもって定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2021年5月7日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、20株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	35,150株
今回の分割により増加する株式数	667,850株
株式分割後の発行済株式総数	703,000株
株式分割後の発行可能株式総数	2,812,000株

(3) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算定しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度(2020年8月期)の「追加情報」(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)に記載した仮定について重要な変更は行っておりません。

新型コロナウイルス感染症拡大による事業への影響については、2021年4月に再発令された緊急事態宣言により一時的な影響は生じたものの、従前より取り組んでいたオンラインでのマーケティング施策、商談実施、顧客フォロー体制の整備等により重大な影響には至っておらず、現在において当社業績に与える影響は限定的であると想定し、繰延税金資産の回収可能性の判断等を行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、不確実性が高く、上述した仮定に状況変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自2020年9月1日 至2021年5月31日)
減価償却費	11,924千円

(株主資本等に関する注記)

当第3四半期累計期間(自2020年9月1日 至2021年5月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当第3四半期累計期間(自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期損益 計算書計上 額 (注)2
	地域情報流 通事業	公共ソリュー ション事業	マーケティ ング支援事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	350,838	514,349	184,730	1,049,918	-	1,049,918
セグメント間の内部売 上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	350,838	514,349	184,730	1,049,918	-	1,049,918
セグメント利益	178,279	149,947	6,560	334,787	221,249	113,537

(注)1 . セグメント利益の調整額 221,249千円は、各報告セグメントへ配分していない全社費用であり、主な内訳は
全社共通人件費、システム運用経費、本社地代家賃等であります。

2 . セグメント利益の合計額は、四半期財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年5月31日)
1株当たり四半期純利益	138円19銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	97,147
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	97,147
普通株式の期中平均株式数(株)	703,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業 年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2 . 当社は、2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益を算定しております。

【附属明細表】(2020年8月31日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	22,804	501		23,306	3,665	1,778	19,640
車両運搬具		162		162	161		0
工具、器具及び備品	7,755	1,357	2,874	6,238	2,813	1,747	3,425
リース資産	8,727	7,900		16,627	5,173	2,342	11,453
有形固定資産計	39,287	9,921	2,874	46,334	11,814	5,867	34,519
無形固定資産							
商標権	142			142	95	14	46
ソフトウェア	61,240	2,050		63,290	46,682	7,953	16,608
ソフトウェア仮勘定		5,741		5,741			5,741
その他	200			200			200
無形固定資産計	61,583	7,791		69,375	46,777	7,968	22,597
長期前払費用	2,154	1,328	674	2,808	282	33	2,525

(注) 1. 当期増加額には、子会社吸収合併による以下の引継資産が含まれております。

- ・ 車両運搬具 162千円
- ・ 工具、器具及び備品 407千円

(注) 2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

- 工具、器具及び備品 まいぶれポイント端末 950千円
- リース資産 封入封緘機 7,900千円
- ソフトウェア まいぶれアプリ追加開発 1,550千円
- ソフトウェア仮勘定 まいぶれアプリ追加開発 5,741千円

(注) 3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

- 工具、器具及び備品 プリンター 1,000千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	50,000	50,000	1.48	
1年以内に返済予定の長期借入金	14,862	19,073	1.16	
1年以内に返済予定のリース債務	2,320	3,685	3.20	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	53,134	129,590	1.16	2021年9月30日～ 2027年5月31日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	6,843	11,130	3.33	2021年9月4日～ 2025年2月27日
合計	127,160	213,478		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	28,776	28,776	28,420	22,054
リース債務	3,441	3,421	3,312	954

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	45,753	8,221	2,801	25,228	25,945
賞与引当金	17,543	12,799	17,543		12,799

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び子会社(株式会社まいづれ加古川)と合併したことに伴う戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2020年8月31日現在)

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	258
預金	
普通預金	166,350
計	166,350
合計	166,608

受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)博報堂	6,827
合計	6,827

期日別内訳

期日	金額(千円)
2020年10月	3,380
2020年12月	3,447
合計	6,827

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
枚方市	11,896
(株)マツモトキヨシホールディングス	11,040
大伸木工(株)	6,600
レンタルほり	6,050
加古川市	5,687
その他	105,171
合計	146,445

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
193,041	1,246,759	1,293,355	146,445	89.83	49.83

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

仕掛品

品名	金額(千円)
プロジェクト仕掛原価	47
合計	47

原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
販促品制作資材 等	671
計	671
貯蔵品	
切手・印紙、他	771
計	771
合計	1,443

長期未収入金

区分	金額(千円)
(株)まいふれwithYOU	22,027
(株)チャイルズエンジン	1,229
(株)アウトプレインズ	674
合同会社Frawcharme	348
(株)アドクリエイティブデザイン	98
合計	24,378

買掛金

相手先	金額(千円)
(株)エバープラス	7,926
(株)ネクスト情報はましん	6,353
八光社梱包運輸(株)	4,066
(株)サンクネット	3,294
大日本印刷(株)	2,041
その他	23,852
合計	47,536

未払金

区分	金額(千円)
役員報酬・給与	17,881
ヤマト運輸(株)	14,157
日本年金機構	7,858
三菱MUFGニコス(株)	2,133
ユーシーカード(株)	1,233
その他	12,230
合計	55,495

預り金

区分	金額(千円)
まいぷれポイント預り金	29,514
ふるさと納税返礼品代預り金	25,137
その他	5,120
合計	59,771

未払消費税等

区分	金額(千円)
消費税及び地方消費税	25,644
合計	25,644

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3ヵ月以内
基準日	毎年8月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年2月末 8月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 各取次所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 各取次所(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.futurelink.co.jp/
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2019年7月17日
種類	第5回B新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 95株
発行価格	1株につき13,000円
資本組入額	6,500円
発行価額の総額	1,235,000円
資本組入額の総額	617,500円
発行方法	2018年8月16日開催の臨時株主総会において、 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に 基づく新株予約権(ストック・オプション)の付 与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2020年8月31日であります。
2. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)により算出した価格に基づいて、決定しております。

3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権(第5回B)
行使時の払込金額	1株につき13,000円
行使期間	2021年7月18日から 2028年8月16日まで
行使の条件	<p>新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に50%、1年を経過した場合に更に50%の株式数を行使できるものとする。</p> <p>権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、もしくは従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権の行使期間到来後に死亡したことにより当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を失った場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り、その相続人において新株予約権を行使することができる(権利行使期間中に限る)。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

(注) 1. 新株予約権については、退職により従業員4名20株分の権利が喪失しております。

2. 2021年4月15日開催の取締役会決議により、2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
中川 拓哉	千葉県習志野市	会社役員	20	260,000 (13,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
平塚 富子	千葉県千葉市稲毛区	会社員	5	65,000 (13,000)	当社の従業員
丸山 京子	千葉県千葉市緑区	会社員	5	65,000 (13,000)	当社の従業員
加藤 優志	千葉縣市川市	会社員	5	65,000 (13,000)	当社の従業員
橋爪 康太	千葉縣市川市	会社員	5	65,000 (13,000)	当社の従業員
長谷川 千夏	千葉県千葉市稲毛区	会社員	5	65,000 (13,000)	当社の従業員
松岡 洸太	東京都豊島区	会社員	5	65,000 (13,000)	当社の従業員
銘苅 有紗	千葉県鎌ヶ谷市	会社員	5	65,000 (13,000)	当社の従業員
上田 美紗	埼玉県北本市	会社員	5	65,000 (13,000)	当社の従業員
川口 真由子	千葉県船橋市	会社員	5	65,000 (13,000)	当社の従業員
鶴見 実紀	神奈川県横浜市旭区	会社員	5	65,000 (13,000)	当社の従業員
西島 博美	埼玉県鴻巣市	会社員	5	65,000 (13,000)	当社の従業員

(注) 1. 中川 拓哉は当社従業員でありましたが、2018年11月27日付で当社の取締役に選任されたため、特別利害関係者等(当社の取締役)となっております。

2. 2021年4月15日開催の取締役会決議により、2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
㈱石井本店 (注) 1、2	東京都港区港南二丁目5番3号	300,000	39.26
石井 丈晴 (注) 2、3	千葉県八千代市	99,500	13.02
岡田 亮介 (注) 2、4	神奈川県横浜市中区	73,300 (5,800)	9.59 (0.76)
板倉 正弘 (注) 2、4	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	68,300 (4,800)	8.94 (0.63)
片町 吉男 (注) 2、4	東京都江東区	62,800 (2,800)	8.22 (0.37)
大日本印刷㈱ (注) 2	東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	62,500	8.18
室川 敏治 (注) 2	東京都三鷹市	35,000	4.58
中島 繁 (注) 2	千葉県八千代市	5,000	0.65
田中 悦郎 (注) 2	千葉縣市川市	5,000	0.65
鵜飼 一美 (注) 2	千葉県八千代市	5,000	0.65
中川 拓哉 (注) 4	千葉県習志野市	3,240 (3,240)	0.42 (0.42)
大澤 秀之 (注) 6	千葉県習志野市	3,040 (3,040)	0.40 (0.40)
及川 恵志 (注) 6	千葉県船橋市	2,840 (2,840)	0.37 (0.37)
小川 修 (注) 6	東京都江東区	2,840 (2,840)	0.37 (0.37)
安斎 麻紀子 (注) 6	千葉県船橋市	2,080 (2,080)	0.27 (0.27)
小林 光啓 (注) 6	千葉県千葉市若葉区	1,800 (1,800)	0.24 (0.24)
遠藤 陽一 (注) 6	埼玉県川口市	1,720 (1,720)	0.23 (0.23)
佐宗 勇志 (注) 6	千葉縣市川市	1,600 (1,600)	0.21 (0.21)
堀内 武美 (注) 6	千葉県千葉市稲毛区	1,320 (1,320)	0.17 (0.17)
西郡 真理子 (注) 6	千葉県千葉市中央区	1,280 (1,280)	0.17 (0.17)
大淵 智美 (注) 6	千葉県千葉市美浜区	1,280 (1,280)	0.17 (0.17)
加藤 雄吾 (注) 6	千葉県鎌ヶ谷市	1,240 (1,240)	0.16 (0.16)
藤澤 由策 (注) 6	千葉縣市川市	1,240 (1,240)	0.16 (0.16)
小野 賢俊 (注) 6	東京都江東区	1,200 (1,200)	0.16 (0.16)
中村 貴子 (注) 6	千葉県八千代市	1,200 (1,200)	0.16 (0.16)
石丸 素子 (注) 6	千葉県松戸市	1,200 (1,200)	0.16 (0.16)
鶴谷 翔 (注) 6	千葉県鎌ヶ谷市	1,000 (1,000)	0.13 (0.13)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
佐藤 陽平 (注) 6	千葉県市川市	960 (960)	0.13 (0.13)
村木 さくら (注) 6	東京都江戸川区	900 (900)	0.12 (0.12)
平原 悠太 (注) 6	千葉県船橋市	840 (840)	0.11 (0.11)
安斎 幸裕 (注) 6	千葉県船橋市	840 (840)	0.11 (0.11)
高羽 佳奈 (注) 6	東京都江東区	800 (800)	0.10 (0.10)
木下 恵美 (注) 6	千葉県市川市	760 (760)	0.10 (0.10)
鳴澤 知美 (注) 6	東京都江東区	760 (760)	0.10 (0.10)
元盛 恵 (注) 6	千葉県船橋市	600 (600)	0.08 (0.08)
木村 万葉 (注) 6	東京都荒川区	600 (600)	0.08 (0.08)
新名 美帆子 (注) 6	岐阜県高山市	600 (600)	0.08 (0.08)
田口 真 (注) 6	千葉県船橋市	600 (600)	0.08 (0.08)
田口 理菜 (注) 6	千葉県船橋市	600 (600)	0.08 (0.08)
神崎 進 (注) 5	千葉県船橋市	600 (600)	0.08 (0.08)
大日方 陽子 (注) 6	千葉県白井市	400 (400)	0.05 (0.05)
谷口 恵美子 (注) 6	茨城県潮来市	400 (400)	0.05 (0.05)
宮崎 和洋 (注) 6	茨城県行方市	400 (400)	0.05 (0.05)
吉川 弘行 (注) 6	千葉県松戸市	400 (400)	0.05 (0.05)
小林 美香 (注) 6	千葉県船橋市	400 (400)	0.05 (0.05)
中光 栄仁 (注) 6	千葉県船橋市	400 (400)	0.05 (0.05)
森田 愛海 (注) 6	東京都墨田区	400 (400)	0.05 (0.05)
熊谷 佑佳 (注) 6	神奈川県横浜市港南区	400 (400)	0.05 (0.05)
笠井 正太郎 (注) 6	千葉県佐倉市	400 (400)	0.05 (0.05)
川端 亮 (注) 6	千葉県八千代市	400 (400)	0.05 (0.05)
浅利 一毅 (注) 6	千葉県八千代市	400 (400)	0.05 (0.05)
濱田 洋美 (注) 6	茨城県行方市	200 (200)	0.03 (0.03)
池田 みつ美 (注) 6	茨城県鹿嶋市	200 (200)	0.03 (0.03)
中西 洸太 (注) 6	東京都中野区	200 (200)	0.03 (0.03)
中森 小百合 (注) 6	千葉県習志野市	200 (200)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
中村 未宙 (注) 6	千葉県千葉市稲毛区	200 (200)	0.03 (0.03)
鳥居 由美子 (注) 6	千葉県千葉市花見川区	200 (200)	0.03 (0.03)
佐々木 優子 (注) 6	千葉県市川市	200 (200)	0.03 (0.03)
金子 恵理華 (注) 6	千葉県八千代市	200 (200)	0.03 (0.03)
青木 知子 (注) 6	茨城県かすみがうら市	200 (200)	0.03 (0.03)
横山 良子 (注) 6	千葉県千葉市稲毛区	200 (200)	0.03 (0.03)
川端 由里子 (注) 6	東京都文京区	100 (100)	0.01 (0.01)
鈴木 亮佑 (注) 6	千葉県船橋市	100 (100)	0.01 (0.01)
中基 美穂 (注) 6	東京都台東区	100 (100)	0.01 (0.01)
織茂 真弓 (注) 6	千葉県船橋市	100 (100)	0.01 (0.01)
木村 朱里 (注) 6	千葉県市川市	100 (100)	0.01 (0.01)
田中 美江子 (注) 6	千葉県八千代市	100 (100)	0.01 (0.01)
平塚 富子 (注) 6	千葉県千葉市稲毛区	100 (100)	0.01 (0.01)
成瀬 京子 (注) 6	東京都荒川区	100 (100)	0.01 (0.01)
加藤 優志 (注) 6	東京都江東区	100 (100)	0.01 (0.01)
橋爪 康太 (注) 6	東京都江戸川区	100 (100)	0.01 (0.01)
長谷川 千夏 (注) 6	京都府京都市南区	100 (100)	0.01 (0.01)
松岡 洸太 (注) 6	千葉県市川市	100 (100)	0.01 (0.01)
銘苅 有紗 (注) 6	千葉県鎌ヶ谷市	100 (100)	0.01 (0.01)
上田 美紗 (注) 6	埼玉県北本市	100 (100)	0.01 (0.01)
川口 真由子 (注) 6	千葉県船橋市	100 (100)	0.01 (0.01)
長谷部 実紀 (注) 6	東京都葛飾区	100 (100)	0.01 (0.01)
西島 博美 (注) 6	埼玉県鴻巣市	100 (100)	0.01 (0.01)
計		764,080 (61,080)	100.00 (7.99)

- (注) 1. (株)石井本店は当社代表取締役石井丈晴の資産管理会社であります。
2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)
4. 特別利害関係者等(当社の取締役)
5. 特別利害関係者等(当社の監査役)
6. 当社の従業員
7. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2021年7月7日

株式会社フューチャーリンクネットワーク

取締役会 御中

千葉第一監査法人

千葉県千葉市

代表社員
業務執行社員 公認会計士 本 橋 雄 一代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 川 健 哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フューチャーリンクネットワークの2019年9月1日から2020年8月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フューチャーリンクネットワークの2020年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年7月7日

株式会社フューチャーリンクネットワーク
取締役会 御中

千葉第一監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 本 橋 雄 一

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 川 健 哉

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フューチャーリンクネットワークの2018年9月1日から2019年8月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フューチャーリンクネットワークの2019年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年7月7日

株式会社フューチャーリンクネットワーク
取締役会 御中

千葉第一監査法人

千葉県千葉市

代表社員
業務執行社員

公認会計士 本 橋 雄 一 印

代表社員
業務執行社員

公認会計士 大 川 健 哉 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フューチャーリンクネットワークの2020年9月1日から2021年8月31日までの第22期事業年度の第3四半期会計期間(2021年3月1日から2021年5月31日まで)及び第3四半期累計期間(2020年9月1日から2021年5月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フューチャーリンクネットワークの2021年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。